

令和 5 年度 第 1 回豊中市男女共同参画審議会

日時：令和 5 年(2023 年)8 月 31 日(木)

14 時～16 時

WEB 会議システム「Z o o m」を使用し開催

事務局：豊中市役所第二庁舎 4 階第 1 会議室

議 事 次 第

1. 令和 4 年度（2022 年度）第 3 次豊中市男女共同参画年次報告書（案）
について

資料 1

資料 2

2. その他

- ・ 令和 5 年度に実施する取組みについて（報告） 資料 3
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要について（情報提供） 資料 4
- ・ 「(仮称) 豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の新設について」（情報提供） 資料 5

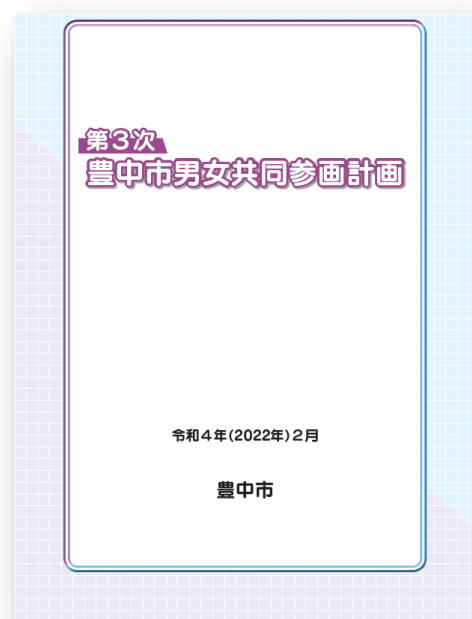
資料

- ・ 次第
- ・ 豊中市男女共同参画審議会委員名簿
- ・ 資料 1 令和 4 年度（2022 年度）第 3 次豊中市男女共同参画年次報告書（案）
- ・ 資料 2 令和 4 年度（2022 年度）第 3 次豊中市男女共同参画計画年次報告書 概要版（案）
- ・ 資料 3 令和 5 年度に実施する取組みについて（報告）
- ・ 資料 4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要について（情報提供）
- ・ 資料 5 「(仮称) 豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の新設について」（情報提供）

（参考資料）

- ・ 参考資料 1 豊中市男女共同参画審議会規則
- ・ 参考資料 2 豊中市男女共同参画審議会の傍聴要領

令和 4 年度（2022 年度）
第 3 次豊中市男女共同参画計画
年次報告書



令和 5 年（2023 年） 月
豊 中 市

はじめに

本市では、平成 15 年(2003 年)10 月 10 日、豊中市男女共同参画推進条例(豊中市条例第 48 号)を公布施行し、男女が性別にかかわらず、それぞれの思いや考えを尊重して、個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で活躍していくことができる男女共同参画社会の実現に向けて、市が実施する具体的な基本目標や課題、施策等を示した「豊中市男女共同参画計画」を平成 16 年(2004 年)3 月に策定しました。その後、男女共同参画をめぐる社会経済環境の変化や進捗状況をふまえ、「第 2 次豊中市男女共同参画計画」を平成 24 年(2012 年)3 月に策定し、さらに、社会情勢の変化をふまえ、「第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版」を平成 29 年(2017 年)3 月に見直し、改定を行い計画に基づき、総合的な施策の展開を図ってきました。

しかしながら、男女の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)、DVをはじめとする性別に起因する人権侵害など、男女共同参画の実現を阻む課題は依然として残されている現状があります。

このような社会情勢の変化をはじめ、世界、国、大阪府の男女共同参画に関する動向、これまでの本市の計画の進捗状況をふまえ、令和 4 年(2022 年)2 月に男女共同参画に係る現状と課題の把握、事業評価を一体的に行うために、女性活躍推進計画を含む「男女共同参画計画」と「DV 対策基本計画」を統合し、新たに「第 3 次豊中市男女共同参画計画」を策定しました。

この第 3 次豊中市男女共同参画計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や府の「おおさか男女共同参画プラン」をふまえ、条例に定める「男女共同参画の推進に関する基本的な計画(男女共同参画計画)」であり、「第 4 次豊中市総合計画」、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」及び地域の特性をふまえ、総合計画を具体化する分野別計画の一つとして位置づけています。この第 3 次豊中市男女共同参画に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に進めています。

本書は、令和 4 年度(2022 年度)中に各課・各施設で取り組んだ男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、全庁的にまとめたものです。

引き続き市民や事業者の皆様と連携を図りながら、第 3 次豊中市男女共同参画計画に基づく施策を推進し、男女共同参画社会の実現のため、着実に取り組みを進めていきます。

令和 5 年(2023 年) 月
豊 中 市

目 次

第3次豊中市男女共同参画計画年次報告書

第1部 男女共同参画計画の主な実施状況・推進状況

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する

主な実施状況2

推進状況3

基本目標2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する

主な実施状況6

推進状況7

基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する

主な実施状況10

推進状況11

基本目標4 あらゆる暴力を根絶する

主な実施状況13

推進状況14

第2部 男女共同参画の実施状況

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する16

基本目標2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する35

基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する60

基本目標4 あらゆる暴力を根絶する82

用語集108

第1部 男女共同参画計画の主な 実施状況・推進状況

豊中市の関係各課・施設における、令和4年度の男女共同参画に関わる事業の主な実施状況を、4つの基本目標に沿ってまとめました。

第3次豊中市男女共同参画計画において、その推進状況を把握するための指標項目を設定し、毎年度の数値を公表します。

なお、豊中市男女共同参画計画（第2次）で同様の指標を設定していた項目については、過去の数値も掲載しています。

また、項目によっては、最新のデータが無く、数値の更新がされていないものもあります。

※審議会委員、市職員などにおける女性割合は令和5年4月1日現在の数値、講座等の実施回数などは令和4年度中の数値を掲載しています。

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する

【主な実施状況】

性別に関わりなく誰もが個性と能力を発揮して自分らしく生きることのできる社会を実現するために、豊中市では様々な取り組みを続けています。具体的には、人権月間に合わせて市民ロビーで人権啓発パネルの展示を行ったほか、公民館やとよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（以下、すてっぷ）でも人権啓発のための講座などを実施しました。

すてっぷでは、男性の家事・育児への参加をうながすため「いっしょに作ろう！くつ置きシール」イベントを開催し、家庭内での性別役割分担を見直す啓発を行いました。また男性の家庭責任に関する活動をしている男性団体を講師に「すてっぷパパカフェ」を実施しました。

研修のテーマとして「DVについて」、「性的マイノリティの人権について」、「セクシュアル・ハラスメントについて」などテーマ設定し、人権研修の講師を派遣しました。

令和5年3月には、男女共同参画を進めるための教材として、豊中市立の小・中学校に通学する児童・生徒向けにジェンダー平等教育啓発電子教材「With you」を作成しました。

広報とよなかや各課で作成するチラシや発行物について、男女共同参画を推進する表現を意識して作成するとともに、メディア・リテラシー関連資料の収集及び提供しました。

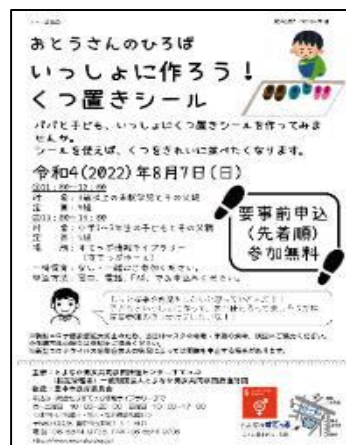
【課題・今後の方向性】

性別に関わりなく誰もが個性と能力を発揮して自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識や社会慣行等によるさまざまな場面での不平等や、性的マイノリティに対する偏見などを取り除き、一人ひとりが互いの人権を尊重しあうことが大切です。

多様な価値観を認め合うために、それぞれのライフステージに応じた人権意識を高め理解を深めるための教育・啓発に取り組みます。また、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対しては、引き続き、意識改革につながる講座等の実施を図るとともに、SNS等が普及している背景をふまえメディア・リテラシーの向上を図る取り組みも必要となっています。



ジェンダー平等教育啓発タブレット教材
「With you」



「いっしょに作ろう！くつ置きシール」
チラシ

【推進状況】
 <成果指標>

指標項目	現状値	目標値（令和8年度）
人権が尊重されているまちだと思ふ人の割合	女性：52.0% 男性：52.1% （令和3年度）	60%以上 （令和7年度）
「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方に同感しない（固定的な性別役割分担意識について『反対派』）の割合★3	女性：57.7%※1 男性：42.8%※1 （令和2年度調査時）	80%以上 （令和7年度）
性的少数者について「言葉も意味も両方知っている」人の割合	女性：58.5%※1 男性：51.3%※1 （令和2年度調査時）	80%以上 （令和7年度）
すてっぷの認知度	全体：35.2%※1 （女性：39.1%） （男性：29.0%） （令和2年度調査時）	50%以上 （令和13年度） 45%以上（令和8年度）
市の男性職員の育児休業取得率★4	29.0%	30%以上（令和6年度）
市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得率★4	91.4%	95%以上（令和6年度）

<注>

※1 豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」

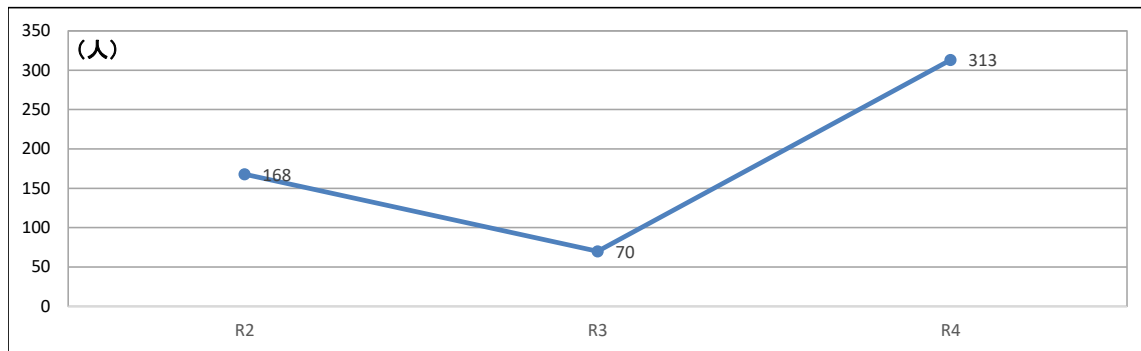
<活動指標>

指標項目	男女共同参画を推進する学習講座の参加者数、定員に対する参加率★1
目標値（令和8年度）	4,500人/年、95%



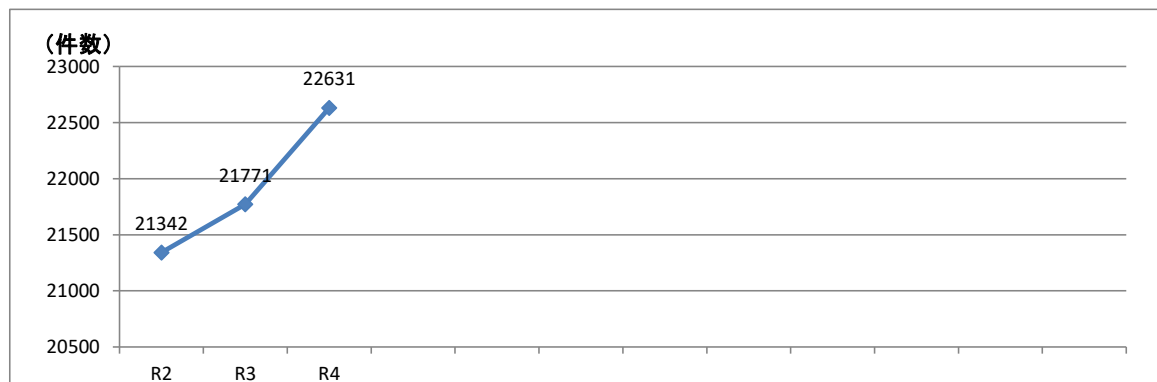
※ 参加率については、定員が設定されている講座について算出

指標項目	男女共同参画を推進する学習への男性の参加者数
目標値（令和8年度）	900人/年



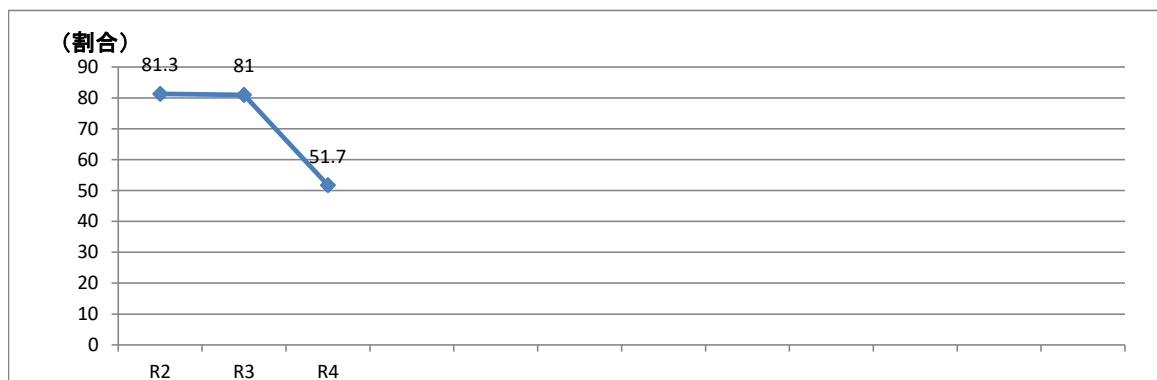
子育て中の男性が参加しやすいように、男性対象の講座にも一時保育をつける等の対応を行った。

指標項目	すてっぷ情報ライブラリーの年間貸出件数
目標値（令和8年度）	25,800件



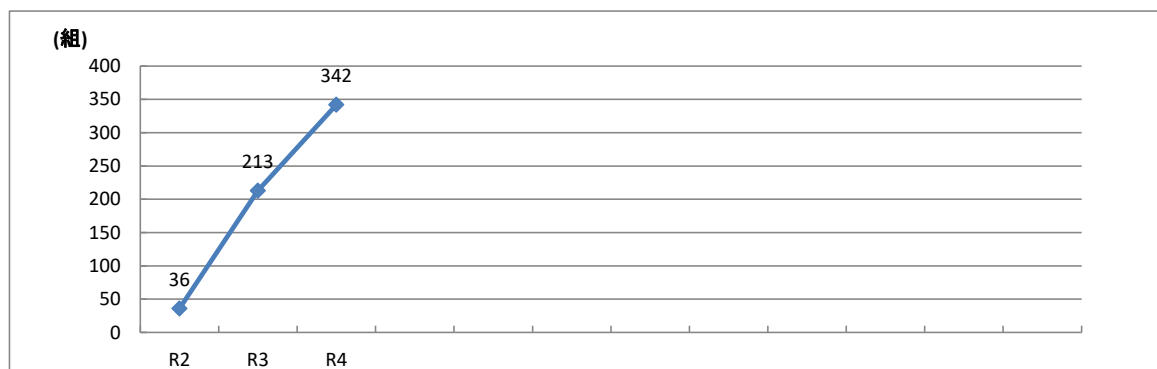
自習室利用の学生等若年層に関して専門図書館室としての機能や利用方法の更なる周知を図るとともに、手に取りやすい選書や展示テーマにより資料の貸出や情報相談につなげていく必要があると考える。

指標項目	市立小中学校（小学4年生・中学1年生）における、ジェンダー平等教育啓発教材を使用している学校の割合★2
目標値（令和8年度）	100%



令和4年度について、教材使用に関するアンケートの実施時期が異なっていたため、回答率が下がったと考えられる。

指標項目	両親教室参加組数
目標（令和8年度）	720組



両親教室では、産後の育児等について、妊婦とパートナーで意見交換を行い、男性の育児参加への啓発を行った。

基本目標2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する

【主な実施状況】

人権政策課では、市内の各審議会等への女性委員の参画率向上に向けた取り組みを進めています。市職員共有システムに令和4年4月1日時点の参画状況を公表したほか、「審議会等への女性委員の参画促進要綱」に基づき、女性委員の参画率（目標値：40%）の進んでいない審議会等を対象に事前協議を行いました。今後も所管課へ女性委員の登用を増やすための方策について周知し、目標値に近づけるため、取り組みを支援し努力を促していきます。

採用時の募集において、実際に働いている女性職員のインタビュー等を掲載した採用パンフレットを製作するなど、性別にかかわりのない優秀な人材の確保及び女性受験者数の拡大を図りました。令和元年度より事務職における女性の採用者数が男性を上回り、令和4年度も引き続き上回りました。引き続き、性別にかかわりのない優秀な人材を確保する取り組みを継続して実施し、女性の参画を進めていきます。

豊中市女性の活躍促進事業を実施し、経営者・管理職、女性社員向けの連続セミナー（各4回）を実施しました。経営者・管理職向けセミナーでは、「働き方改革」「多様性」「ワーク・ライフ・バランス」「女性管理職育成」について学習しました。女性社員セミナーでは、「ジェンダーアンコンシャスバイアス」や「働く私のワーク・ライフ・バランス」等についてセミナーを実施し、女性活躍推進を図りました。また事業者へのアドバイザー派遣についても6者について行いました。

【課題・今後の方向性】

女性の活躍を推進するにあたっては、市の各担当課が連携・協力し、企業や事業所に対して、多様な働き方への啓発や働きかけを引き続き推進していく必要があります。また、就職や再就職、起業、キャリアアップなど、女性の多様な生き方・働き方へのニーズに寄り添い、就労に向けたスキルアップから就労支援、継続への支援などに取り組んでいきます。市内の各事業所で働く一人ひとりの女性が、その持つ個性や能力を十分に発揮する女性活躍を促進するため、女性活躍促進事業を実施します。また、男性の意識改革、家庭・地域への参画促進については、今後も取り組みの充実を図るとともに、講座や講演会に男性が参加しやすい工夫を行う必要があります。



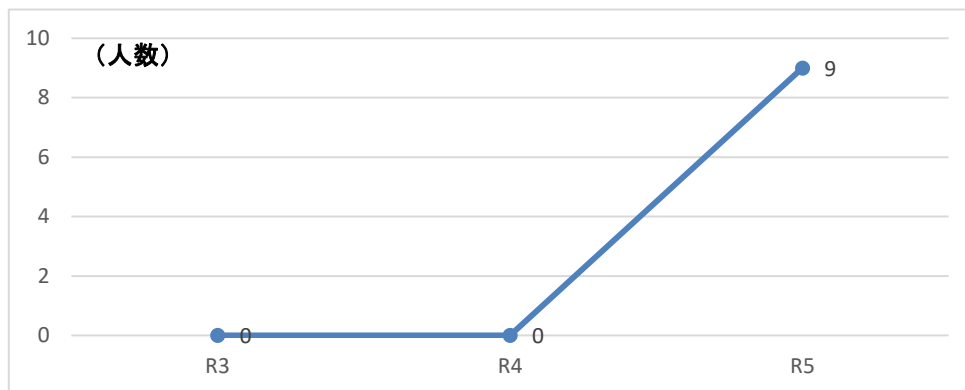
豊中市女性の活躍推進事業
啓発チラシ



「もう一度働きたい女性の再就職セミナー」

【推進状況】
 <成果指標>

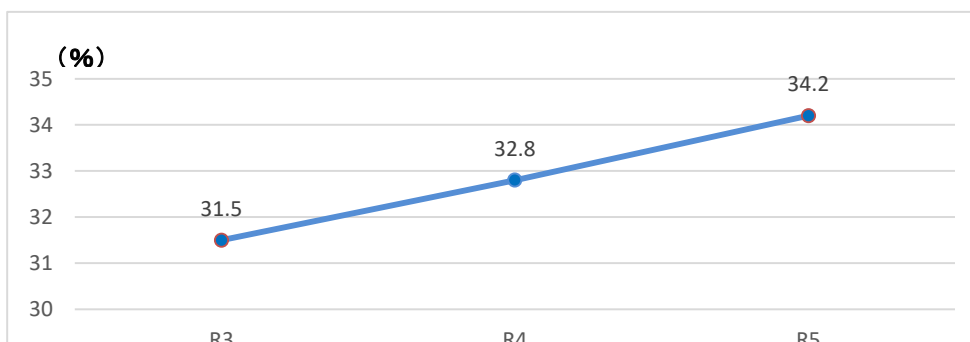
指標項目	待機児童数★7
目標値（令和8年度）	ゼロの維持



（各年度の基準日：4月1日）

国基準（こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査要領」）に基づく保育所等待機児童数は、1歳児と2歳児となっており、主に南部地域の児童となっています。

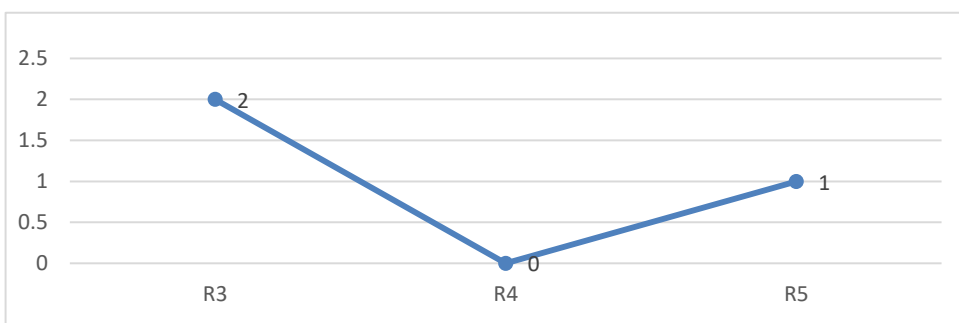
指標項目	審議会等の女性委員の割合★5
目標値（令和8年度）	40%以上61%以下



（各年度の基準日：4月1日）

委員改選時の事前協議や各所管課の取組みにより、前年度と比較し1.4ポイント増加した。今後も各所管課にて意識的に取組みを進める。

指標項目	女性委員のいない審議会等の数★5
目標値（令和8年度）	ゼロの維持



（各年度の基準日：4月1日）

委員改選時期に合わせた事前協議等の取組により女性のいない審議会が減少している。今後も女性のいない審議会数0をめざして、各所管課で取組を進める。

項目名		現状	目標値（令和8年度）
豊中市議会議員の候補者に占める女性の割合★5 ※この指標は女性が政治分野により一層関心を持ち、政治参加への気運を高めるために設定したものです。政党の自律的行動を制約するものではありません。		（令和2年4月1日時点） 20.0% （令和3年4月1日時点） 20.0% （令和4年4月1日時点） 20.0 %	35%
市の各役職階級者に占める女性の割合	課長級以上	（令和2年4月1日時点） 24.4% （令和3年4月1日時点） 25.4 % （令和4年4月1日時点） 24.2 %	30% （令和7年度）
	課長補佐級	（令和2年4月1日時点） 32.4% （令和3年4月1日時点） 30.9% （令和4年4月1日時点） 31.8%	38% （令和7年度）
	係長級	（令和2年4月1日時点） 46.8% （令和3年4月1日時点） 49.2 % （令和4年4月1日時点） 48.9%	50%以上 （令和7年度）
市の学校の教頭以上に占める女性の割合	校長	（令和3年4月1日時点） 32.7% （令和4年4月1日時点） 32.7 % （令和5年4月1日時点） 36.3%	40% （令和7年度）
	教頭	（令和3年4月1日時点） 40.6% （令和4年4月1日時点） 40.6% （令和5年4月1日時点） 39.6%	40%以上を維持 （令和7年度）
市の男性職員の育児休業取得率（再掲）★4		（令和2年度調査） 13.9% （令和3年度調査） 14.6% （令和4年度調査） 29.0%	30%以上 （令和6年度）
市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得率（再掲）★4		（令和2年度調査） 92.4% （令和3年度調査） 84.2% （令和4年度調査） 91.4%	95%以上 （令和6年度）
自治会やNPOなどの地域活動・社会活動の場で、男女が平等になっていると思う人の割合（男女別）	女性：27.9% 男性：42.8% （令和2年度調査）		50%以上 （令和7年度） 男女間の意識の乖離を縮小する。
平日・休日に家事・育児・介護等をほとんどしない男性の割合（平日・休日の家事、育児、介護等に要する時間を「ほとんどない」と回答した男性の割合）	平日：33.9% 休日：31.1% （令和2年度調査）		平日・休日とも 15%以下 （令和7年度）
「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいと回答した人の「希望-現実」のスコア差★9	女性：+10.4 男性+13.3 （令和2年度調査）		希望と実現の差を縮める（スコア差を0に近づける） （令和7年度）
家庭における「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスがとれていると感じる保護者の割合（「感じる」「まあまあ感じる」の合計）★9	就学前 45.9% 小学生 53.3% （平成30年度調査）		就学前 50.0% 小学生 60.0% （令和5年度）
ワーク・ライフ・バランスに関する取組みを実施している市内事業所の割合★6	69.94% （令和2年度調査）		75% （令和7年度）

<活動指標>

指標項目	両親教室参加組数（再掲）
令和4年度	342組
目標値（令和8年度）	720組

<参考項目>

指標項目	現状値
・労働力率 （15歳以上の就業者と完全失業者 /15歳以上人口・豊中市） （国勢調査）	女性 47.1% 男性 70.6% ＜うち、15～64歳の労働力率＞ 女性 61.9% 男性 84.4% （平成27年度調査）
就業形態別の男女割合（15歳以上の就業者で、役員や自営業、家族従事者、家庭内職者を除く・豊中市）（国勢調査）	正規の職員・従業員 女性 42.5% 男性 80.9% 労働者派遣事業所の派遣社員 女性 5.2% 男性 2.2% パート・アルバイト・その他 女性 52.3% 男性 16.8%
就業者に占める女性割合 （豊中市）（国勢調査）	43.8%（平成27年度調査）
35～39歳の女性の労働力率 （豊中市）（国勢調査）	62.4%（平成27年度調査）

基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する

【主な実施状況】

地域における様々な主体による子どもの居場所づくりの充実や、学校を核としたセーフティネットの構築等を実施しました。具体的には、11か所で子どもの居場所の新規立ち上げ、支援者向け講習会を3回開催、市域レベルの円卓会議を2回開催、6エリアで支援者や関係機関の交流会を各1回開催、6小学校区で居場所等のマップ作成のほか、人材バンクより13団体への人材派遣、ポータルサイトの運営を行いました。

シングルマザー親子を対象に「プログラミング講座」の実施（すてっぷ）、高齢者が働ける場を広げるために事業所向けにシニア活用セミナーの実施（くらし支援課）、母子・父子世帯について、抽選における当選倍率を2倍とする優遇措置の実施（住宅課）等さまざまな困難を抱える人への支援を行いました。

「管理職をめざす女性のためのモチベーションUPセミナー」（すてっぷ）や転職カフェの実施（くらし支援課）など、女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供しました。

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷに経済的な理由で生理用品を購入できない女性を対象とした相談窓口を引き続き設置するとともに、就職面接用スーツ等の貸出し事業を委託し、経済面で困難を抱える女性等への支援を行いました。

【課題・今後の方向性】

生活上の困難に直面する女性などをはじめ、高齢者や障害者、外国人、性的マイノリティ等、支援が必要な人・生きづらさを抱える人などが地域で安心して暮らすことができるよう、多様な支援や各種制度・サービスの充実、環境の整備に取り組みます。また引き続き、困難を抱える人を対象とする各種相談窓口のさらなる連携を進め、相談対応機能とともに自立に向けた支援の充実を図る必要があります。



「管理職をめざす女性のためのモチベーションUPセミナー」
チラシ



「シングルマザー応援！親子で学ぼう！プログラミング」
チラシ

【推進状況】
 <成果指標>

指標項目	現状値				目標値（令和8年度）
地域就労支援センターで受けた相談のうち、過去1年間で就労に結びついた人数とその割合	□ □ □ □				男女とも20%
		相談人数		就労に結びついた人数□	
		女性	男性	女性 男性	
	R2年度	901人	1059人	105人 (11.6%) 89人 (8.4%)	
	R3年度	557人	739人	143人 (25.7%) 147人 (19.9%)	
	R4年度	558人	740人	115人 (20.6%) 151人 (20.4%)	

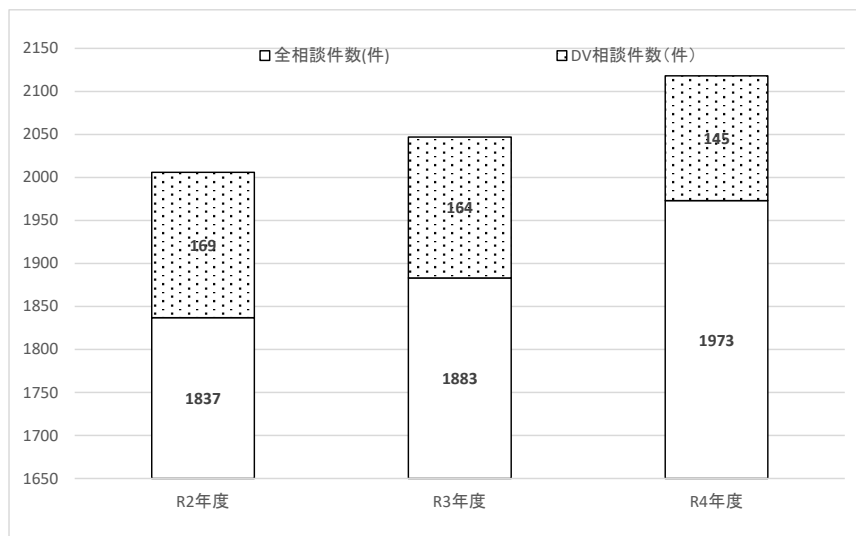
雇用情勢が厳しい状況にあった昨年度と比して、相談人数は男女ともにほぼ横ばいで、就労に結び付いた人数・割合は女性で減少、男性で微増しました。また、雇用形態に注目すると、コロナ禍で世帯の経済状況が悪化し、目先の雇用の確保や増収を目的とした相談も増えたことにより、非正規雇用の割合が例年より若干大きくなりました。今後は、これまでより課題となっている雇用のミスマッチ、高齢化や複雑・複合的な就労阻害要因のために就労に結びつかない相談者を雇用につなげる仕組みを構築することにより、支援精度の向上を図ります。

指標項目	策定時（令和3年度）	現状値	目標値(令和8年)
女性に関するがんの健診の受診率 ①乳がん検診	45.0% (平成28年度)	8.9%	50.0% (令和5年度)
女性に関するがんの健診の受診率 ①子宮がん検診	40.7% (平成28年度)	15.3%	45.0% (令和5年度)

子宮頸がん検診・乳がん検診については、勧奨はがきを送付することにより、がん検診の周知を図った。
 また、ポスターの掲示や、母子健診の時にチラシを配布するなどして、さらなるがん検診の普及につなげる行う予定である。

<活動指標>

指標項目	すてっぴ相談室における相談件数（うちDVに関する相談件数）
目標値（令和8年度）	現状を表す指標の一つとしているため、目標値は設定していません。



	全相談件数(件)	DV相談件数(件)	全相談件数に占めるDV相談の割合(%)
R2年度	2006	169	8.4
R3年度	2047	164	8
R4年度	2118	145	6.8

過去2年間に比べるとコロナの影響を受けたと思われる相談件数は減少しているものの、日常の暮らしの中で孤独を抱える相談者の悩みは多様化している。

指標項目	策定時（令和3年度）	現状値	目標値（令和8年度）
CSW（コミュニティソーシャルワーカー）相談支援件数	1,048件	806件	1,080件 （令和12年）

CSWの相談支援件数が年々減少しているのが課題。原因として、新型コロナウイルス感染症拡大によるなんでも相談の一時中止がある。

指標項目	策定時（令和3年度）	現状値	目標値（令和8年度）
ひとり親家庭への子育て・生活支援（母子父子福祉相談延べ件数）	1,398件	1,435件	1,348件

母子父子福祉センターでは、弁護士による法律相談、養育費等専門相談員による相談を行った。

基本目標4 あらゆる暴力を根絶する

【主な実施状況】

あらゆる暴力の根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に豊中パープルリボンプロジェクトを実施しました。第一庁舎や第二庁舎ロビーでパネル展示を行い、ツリーに市民一人ひとりの「暴力はいや」の気持ちを、ひと言添えたりボンに込めて飾りつける企画を実施しました。すてっぷにおいては、すてっぷオリジナルプログラムによる「デートDV防止出前講座」や市立小中学校を対象とした「すてっぷジェンダー平等教育推進助成事業」を実施しました。

安心して相談できる体制として、デジタルサイネージや「女性のこころ・からだ・いのちを守るネットワークとよなか」のメーリングリストを活用し、あらゆる人が相談しやすい環境づくりに努めました。

緊急時における安全の確保として、DV相談専属の相談員を配置し、緊急の相談をはじめ、関係課や関係機関との連携や同行支援、被害者の自立に向けて適切な助言を行いました。

【課題・今後の方向性】

一人ひとりが暴力に対する認識をもち、暴力を許さない意識を持つための意識づくり、被害者を迅速に適切な支援へと結びつけるための相談支援体制の充実、関係機関や民間団体等の連携強化などに取り組みを進めていきます。また周知啓発にあたっては、交際相手からの暴力であるデートDVの問題をふまえ、若年層へ特化した周知・啓発を行い、防止に向けて取り組んでまいります。



豊中パープルリボンプロジェクト
市役所第二庁舎のロビー展示



「デートDV防止パネル展」
チラシ

【推進状況】
＜成果指標＞

指標項目		現状値	目標値（令和8年度）
DVで次のような行為を「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した人の割合 ★12	①何を言っても長時間無視される	女性：37.1% 男性：28.7% （令和2年度）	90%以上 （令和7年度）
	②あなたの交友関係や電話、メールを細かく監視されたり、外出を制限される	女性：59.5% 男性：46.7% （令和2年度）	90%以上 （令和7年度）
	③あなたが見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	女性：69.3% 男性：58.3% （令和2年度）	90%以上 （令和7年度）
	④十分な生活費をわたさない	女性：58.2% 男性：46.9% （令和2年度）	90%以上 （令和7年度）
DV被害を相談しなかった人の割合（「相談したかったが、しなかった（できなかった）」＋「相談しようと思わなかった」の割合）★13		女性：45.0% 男性：59.3% （令和2年度）	30%以下 （令和7年度）
DVに関する相談窓口に関する認知状況	①相談窓口として「豊中市配偶者暴力相談支援センター」を知っている人の割合（同センターの認知度）★13	女性：6.5% 男性：9.6% （令和2年度）	25%以上 （令和7年度）
	②相談できる窓口があることを知らなかった人の割合★13	女性：13.3% 男性：16.4% （令和2年度）	5%以下 （令和7年度）
セクシュアル・ハラスメントの防止の取り組みを実施している市内事業所の割合		47.2% （令和2年度）	60%以上 （令和7年度）

＜活動指標＞

指標項目		現状値	目標値（令和8年度）
すべて相談室における相談件数（再掲）		2,118件	現状を表す指標のひとつとしているため、目標値は設定していません。
	うちDVに関する相談件数（再掲）	145件	

指標項目	現状値				目標値
男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害相談の窓口数や相談の種類、相談枠数	相談窓口数・・・1か所				増加 （相談の種類の数）
	相談の種類	令和2年度（策定時）	令和3年度	令和4年度	
		100時間/月	100時間/月	96時間/月	
		78枠/月	78枠/月	78枠/月	
		48時間/月	48時間/月	48時間/月	
		9枠/月	9枠/月	9枠/月	
		4枠/月	4枠/月	4枠/月	
		2枠/月	2枠/月	2枠/月	
		9枠/月	9枠/月	9枠/月	
		-	-	2枠/月	
		6時間/月	6時間/月	6時間/月	

総合的な支援ができるすべて相談事業の強みを活かし、カウンセリングによる課題整理、弁護士による法律相談、しごと準備相談にもつなぐサポート体制で対応した。

第2部 男女共同参画計画の実施状況

豊中市の関係各課・施設における、令和4年度の男女共同参画に関わる事業について調査を行い、第3次豊中市男女共同参画計画の4つの基本目標に沿って実施状況をまとめました。

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する

1-1 人権意識の育み

1-1-1 人権意識の高揚をめざす啓発の推進

1111

展示や講座の開催など、多様な機会、媒体を活用し、あらゆる人々の人権を尊重する意識を育む啓発や情報提供を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に豊中パープルリボンプロジェクトを実施し、啓発文を入れたウエットティッシュ、ちらし、リーフレットの配布を行った。同期間にパネル展も実施しDV等に関する啓発を行った。
すてっぷ	拡充	・事業実施に際し、オンラインの活用、動画配信など、ネットを活用した講座の開催、情報提供を実施した。 ・市内公共施設や学校で配布できるよう「外見に捉われずありのままの自分を大切にする」ということを啓発するための情報誌を作成した。
人権平和センター	継続	・さまざまな人権問題にかかる講座を実施し、人権に関する情報誌を発行した。 ・人権啓発パネル展（5回）を開催し、差別・排除や虐待、いじめ、ハラスメントなどさまざまな視点から人権を考える展示を行った。 ・人権月間にポケットティッシュ5,000個を関係個所や市役所等の窓口やイベント等で配布し、啓発を行った。 ・出前講座等（延べ18回）を通して、啓発・情報提供を行った。
公民館	継続	人権啓発事業として4公民館で23講座、のべ149回実施した。

1112

教育のあらゆる活動において発達段階に応じジェンダー平等教育を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	人権教育推進プランに添って全市的にジェンダー平等教育を推進している。

1-2 人権としての性の尊重

1-2-1 性と生殖に関する互いの意思の尊重

1211

からだと性に関する正しい情報提供を行い、互いの性を尊重し合うことができるよう啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	拡充	市内小中学校を対象に「ジェンダー平等教育助成事業」（主に性教育）と「デートDV出前講座」を実施し、からだと性に関する正しい情報を提供した。
保健予防課	継続	HIV検査普及週間や世界エイズデーにあわせて、駅や駅前で横断幕や啓発ポスター掲示、ティッシュやカイロ等の啓発グッズの配布を行い、情報提供を行った。
母子保健課	継続	保健師や助産師による個別相談対応を行った。

1-2-2 性に関する学習機会の充実

1221

あらゆる世代に向けて、性と生き方について考えるための講座等、学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・若年女性がからだの変化に伴う不安や悩みについて相談できるよう、「からだと心と性の相談」を継続した。 ・更年期に対する不安を抱えている世代へ『メノポーズ（更年期・閉経）に私らしく向きあう』女性のグループ相談会を実施した。 ・若年女性が気軽に相談できる窓口として電話による「ガールズ相談」を実施した。

発達段階に応じて、ジェンダーやからだの発達、性的コミュニケーションなどを含む包括的性教育に取り組むとともに、性に関する悩みについて気軽に相談できる環境づくりを進める。

主な所管・実施課	実施状況	
児童発達支援センター	継続	子どもの特性や発達段階に応じたトイレの使い方や着替え方などについての配慮を保護者と共有して進め、また保護者が悩んでいる際には都度相談に応じた。
こども事業課	継続	クラス活動や保健指導の中で、自分のからだを知り自分を大事に思えることに視点をおいた取り組みをしている。
学校教育課	継続	相談ポスターを作成し公共施設及び学校に配布、掲示している。
保健予防課	継続	性感染症について相談を受けた。
母子保健課	継続	新型コロナのため、直接中学校での教育は実施せず。学校へ命の大切さや性教育の教材として、赤ちゃん人形の貸し出しを行った。

1-2-3 性的マイノリティの人権尊重

1231

L G B Tをはじめとする性的マイノリティの人権尊重が浸透するための庁内および地域、学校等に向けた学習機会の提供や啓発、情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	地域の事業所や市職員を対象に性的マイノリティの人権問題をテーマにした出前講座を実施した。
すてっぷ	継続	LGBTQに関して理解し支援する「アライ」を増やすことを目的とする講座を実施した。
人権平和センター	継続	人権啓発パネル展（5回）を開催し、差別・排除や虐待、いじめ、ハラスメントなどさまざまな視点から人権を考える展示を行った。
学校教育課	継続	各学校に対し、学習に必要な教材提供をした。
公民館	継続	性的マイノリティに関する広報物の配下や掲示を行った。
母子保健課	継続	新型コロナのため、中学校での性教育は実施せず。
保健予防課	—	新型コロナのため、性教育は実施せず。

1232

教育・保育の場において、性的指向および性自認に基づく差別が起きないよう、子どもや職員の性の多様性に関する理解を深め、差別のない環境づくりに向けて取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	研修や各学校での人権学習を実施し、子どもや教職員の理解促進を図った。

1233

L G B Tをはじめとする性的マイノリティが抱える課題の解決に向けて、大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度の周知や、当事者や家族などが相談できる場を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度について市のホームページにて周知を行っている。また今後も多様性を認めていく輪を広げていくため出前講座等を行っていく。
保健予防課	継続	こころの不調を抱える方の相談支援を行った。
こども相談課	継続	こども専用チャット相談などSNSの活用・こども総合相談窓口では、365日24時間、電話相談を受け付けている。

1-3 表現における人権の尊重

1-3-1 市の刊行物の表現への配慮

1311

各種刊行物の作成・配布に際し、「表現のガイドライン」を活用するなどし、男女共同参画を推進する表現となるよう配慮する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	職員、教職員や新規採用職員を対象とした研修や出前講座の場で「表現のガイドライン」を活用し、男女の役割の多様性に気付き、男女共同参画を推進する表現ができるよう周知啓発を行った。
広報戦略課	継続	性別による固定観念的な表現とならないよう配慮している。

1-3-2 メディア・リテラシーの向上

1321

男女共同参画の視点によるメディア・リテラシーの向上を図るため図書・資料等情報の収集、提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	男女共同参画の視点によるメディア・リテラシーの向上を図るための図書などを収集し、また男女共同参画週間にあわせた図書館連携展示に際し、すてっぷと読書振興課との連絡調整を行った。
読書振興課	継続	メディアリテラシー関連資料の収集と提供を実施した。

1322

男女共同参画の視点によるメディア・リテラシー向上のための教育、学習の機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	新規	ジェンダー問題をテーマにした写真展を開催し、男女共同参画の視点によるメディア・リテラシーの向上を図った。
国際交流センター	継続	2023年3月にメディアリテラシー入門講座を外国人市民向けに開催した。
学校教育課	継続	市立小・中学校、義務教育学校で学習できるよう、「With you」の運用を開始しました。
公民館	—	該当講座実施なし。
教育センター	継続	教職員対象の市実施研修で、男女共同参画の視点の重要性について、講義・演習等にて取り扱った。

1-3-3 文化創造・表現活動における男女共同参画への配慮

1331

文化創造・表現活動においては男女共同参画の視点に配慮するとともに、文化創造・表現活動を通して男女共同参画の推進を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	拡充	暴力防止を訴えるBTCダンスの講座を実施し、すてっぷリニューアルオープニングイベントで発表し、来館者と暴力の根絶の思いを共有した。 多目的コーナーにおいて、女性作家による絵本展、写真展、また戦地取材をしている女性ジャーナリストの写真展を開催した。 共催事業として「女性唱者によるパンソリライブ」を開催した。
魅力文化創造課	継続	差別的な慣行がおこらないよう引き続き男女共同参画の視点に配慮した文化創造・表現活動に取り組んだ。

1-4 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

1-4-1 幼少期からの男女共同参画の推進【重点的に取り組む施策★1】

1411

男女共同参画を推進するための幼児教育、乳幼児保育・療育の企画および実践を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
公立こども園子育て支援センター	継続	園開放や園児との交流を通して、子どもが日々の生活・遊びの中で、自分の好きな事や好きな物を自己決定していく教育・保育の大切さを発信している。
児童発達支援センター	継続	男女にかかわらず子ども一人ひとりの思いを大切に、みんなで遊べたという経験を重ねられるよう療育を進めた。
こども事業課	継続	日々の生活・遊びの中で、自分の好きな事や好きな物を自己決定していくことを大事にした教育・保育を実践している。

1412

家庭における男女共同参画を進めることができるよう保護者への啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	男性の家事・育児への参加を促すため「いっしょに作ろう！くつ置きシール」イベントを開催し、家庭内での性別役割分担を見直す啓発を行った。 男性の家庭責任に関する活動している男性団体を講師に「すてっぷパパカフェ」を実施した。
子育て支援センターほっぺ	継続	子育て情報に関する様々な冊子の作成において、男女共同参画の視点を意識してイラストなど掲載した。
児童発達支援センター	継続	多職種の職員が互いの専門性の中で得た知識を共有し、療育の推進や質の向上に役立てた。
こども事業課	継続	「子どものつづやき」の作成において、男女共同参画の視点から「自分らしくあるための思い」をテーマにした子どもの思いを取り入れている。子どもの思い・姿を通して、人権の大切さを今後も発信し続けていく。

1413

男女共同参画を推進するための幼児教育、乳幼児保育・療育に関わる情報収集と共有化を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	新規	子育て支援センターと連携し、すてっぷの図書を紹介するコーナーを常設した。
児童発達支援センター	継続	各種研修会に参加し、その情報を職員間で共有しつつ療育の実践につなげていった。
こども事業課	継続	市全体の教育・保育の向上を意識し、研修の構成・実施をしている。公立・民間施設を対象とした研修等において、男女共同参画の視点での教育・保育の在り方を知り、共有していけるよう努めている。

1414

男女共同参画をめざす幼児教育、乳幼児保育・療育の研修、研究を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
児童発達支援センター	継続	多職種の職員が互いの専門性の中で得た知識を共有し、療育の推進や質の向上に役立てた。
こども事業課	継続	各公立こども園において、職員が自分自身の価値観と向き合い、日々の教育・保育の中で子どもの人権に視点をのいた実践を行っていくための園内研究を行っている。

1-4-2 若年層に対するジェンダー平等教育の推進【重点的に取り組む施策★2】

1421

教育のあらゆる活動において発達段階に応じジェンダー平等教育を推進する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	ジェンダー平等教育を推進するため、研修会を開催し教材を提供した。

1422

男女共同参画を進めるための教材・情報等を教育現場へ提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	拡充	豊中市立の小・中学校等に通学する児童、生徒向けにジェンダー平等教育啓発電子教材「With you」を作成した。内容については、子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性を生かしながら将来像を描きそれを達成するために行動できる力を養えるよう学校でも自宅でも学べる教材となっている。
すてっぷ	新規	高校生のSDGs探求学習のインタビューに応じ、「ジェンダー平等」に関する情報提供をした。また小学校のジェンダー研究授業の資料として男女共同参画関連情報を提供した。
学校教育課	継続	市立小・中学校、義務教育学校で学習できるよう、「With you」の運用を開始した。

1423

ジェンダー平等教育に関する教材の内容や活用方法をはじめ、授業等において同教育を進めるための指導内容・方法について研究を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	ジェンダー平等教育を推進するため、教材を提供した。
教育センター	継続	性別にかかわらず児童生徒一人ひとりの個性や能力が発揮でき、自己肯定感や、他者と共に生きる力を育成する視点を基盤とし、授業研究や教育課題研究などの教職員研修を実施した。

1424

男女共同参画について教職員の理解が深まるよう、教職員に対する研修を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	人権教育啓発推進事業等を通じて、教職員に対する研修を実施した。

1425

性別にとらわれず自由に進路や職業を選択し、社会人として自立できる力をつけるため、職業観の教育や進路指導などのキャリア教育を実施する。

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	地域体験学習等において地域の民間事業所、保育所や高齢者福祉関係などの公共施設で働く方々から聞き取りを行い、男女が協働して社会を構成する一員としての職業観等を学んでいる。また、地域住民や保護者からも職業について聞き取り学習を行い、男女共同参画の視点から職場体験学習の充実をめざす取り組みを行っている。

1-4-3 男女共同参画を推進する学習活動の充実

1431

さまざまなテーマでの学習活動の実施を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、参加者が交流できる機会・場づくりを行い、継続的な活動につなげる。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	すてっぷ利用団体の協力のもと、すてっぷフェスタを開催し、団体の活動紹介、展示・バザーなど、交流の場づくりを行った。
学び育ち支援課	継続	小中高校生を中心とした幅広い年齢層を対象とする「明日の親のための講座」を12回、中学校区の保護者を対象とする家庭教育講演会を2校区で実施した。
青少年交流文化館いぶき	廃止	計画策定の意見照会及び前回同照会時に廃止で回答済み
公民館	—	該当講座実施なし。
読書振興課	継続	庄内図書館では公民館と連携し、父親を対象とした公民館講座で関連資料の展示と貸出しを実施し、その後館内でも資料展示と貸し出しをした。

1432

社会教育のあらゆる活動に男女共同参画の視点が貫かれるよう配慮を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
スポーツ振興課	継続	スポーツ推進審議会委員の女性比率が前年度の30%から上昇し40%となった。引き続き、女性がスポーツ推進に参画しやすい環境整備に取り組む。
社会教育課	廃止	豊中市婦人団体連絡協議会の活動を支援することで、地域における社会教育活動を推進しました。当団体は令和5年3月末日で解散のため、R5年度以降は実施状況の回答不可。
公民館	継続	子育て中の保護者も公民館事業に参加しやすくするため、保育付きの講座を4講座91回実施した。
読書振興課	—	R4年度は実施なし。

1433

講座や講演会の実施などを通して、男女共同参画の視点による「家庭教育」に関わる学習を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
こども事業課	継続	各公立こども園において、男女共同参画の視点を盛り込んだ内容の「保護者講演会」を実施している。子どもや保護者の実態に合わせた内容を提示している。
学び育ち支援課	継続	小中高校生を中心とした幅広い年齢層を対象とする「明日の親のための講座」を12回、中学校区の保護者を対象とする家庭教育講演会を2校区で実施した。

1-5 男女共同参画の理解の醸成

1-5-1 男女共同参画の周知・啓発の推進

1511

多様な媒体によって、男女共同参画の理解を進める周知・啓発を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	各種リーフレットやチラシ等を各施設に依頼した。また、男女共同参画に関するイベント（豊中パープルリボンプロジェクト）等では適宜記者クラブへの情報提供や、文化芸術センターのライトアップ、パネル展、啓発文を入れたウエットティッシュ、ちらし、リーフレットの配布、市ホームページへの掲載を行った。
すてっぷ	新規	・女性への暴力根絶を訴える「一緒に踊ろう！ - BTCダンス」の発表の様子をすてっぷチャンネル（YouTube）で動画配信した。 ・市内公共施設や学校で配布できるよう「外見に捉われずありのままの自分を大切にする」ということを啓発するための情報誌を作成した。（再掲）

1512

男女共同参画の理解を深めるために、豊中市男女共同参画推進条例、男女共同参画週間、男女雇用機会均等月間等の周知を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・新規採用職員向けなどの職員研修や、出前講座に講師を派遣した際に条例について周知した。今後も条例の周知活動を行っていく。
すてっぷ	拡充	・男女共同参画週間事業の講演会において、2022年度スタートの第3次男女計画の説明の場を設定し、広く市民に周知した。 ・男女共同参画週間を広く啓発するため市内図書館、市内小中学校の図書室と連携展示を行った。

1513

報道機関に男女共同参画の推進に関わる情報提供をする。

主な所管・実施課	実施状況	
広報戦略課	継続	各部局・各課の実施した新規性や独自性、社会的課題の解決に向けた取り組みなどを報道提供している。

1514

各種啓発事業に男女共同参画の視点を盛り込むよう配慮を促す。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	各種啓発事業については、男女共同参画の視点に基づき実施した。今後も男女共同参画の視点を盛り込んだ事業展開を図るとともに、人権行政推進本部会議や男女共同参画推進連絡会議を通じて各部局へも働きかけを行っていく。
すてっぷ	継続	男女共同参画推進の拠点施設として、すべての事業にジェンダー平等や男女共同参画推進の視点を盛り込んで実施した。

1-5-2 男性に対する男女共同参画の推進【重点的に取り組む施策★3】

1521

男性に届きやすい媒体・機会を活用した情報提供や、男性が参加しやすい講座・イベント等を通じて、男性への理解促進を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	新規	男性の地域活動スタートセミナーを開催し、パネリストに市民活動をしている男性を迎え、男性の活動の支援を打ち出した。
母子保健課	継続	パートナーシップ講座でのオンライン講演会の実施。両親教室では、産後の育児等について、妊婦とパートナーで意見交換を行い、男性の育児参加への啓発を行った。
人権平和センター	継続	・さまざまな人権問題にかかる講座を夜間にも開催し、日中勤務者が参加しやすい配慮をした。（人権文化まちづくり講座：12回） ・定例のパネル展は平日および土曜日に開催した。
公民館	継続	人権に関する事業等を土日夜間に開催し、日中勤務者が参加しやすいように配慮した。

1522

相談支援を通じて男性が抱える悩みの解決を図るとともに、性別役割分担意識の解消や男性の気づき、意識改革を図るため、男性が気軽に相談できる窓口や機会づくりを進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぴ	拡充	他人に話せない家庭や夫婦間の悩みを中心に、男性が気軽に相談できる男性カウンセラーによる男性のための電話相談を実施した。
人権平和センター	継続	・人権擁護委員による人権相談や相談および人権・平和啓発事業として人権相談・総合生活相談事業を行った。各月人権課題別相談を設定し、「同和問題・ハラスメント・虐待」について中心的に相談を受けつけた。

1-5-3 市の職員や教職員に対する男女共同参画を推進するための研修の充実【重点的に取り組む施策★4】

1531

男女共同参画の意識を高めるため、市職員、教職員研修を充実するとともに、民間の保育施設などへも働きかける。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	庁内の職場における人権研修及び小中学校の初任教職員を対象とした研修に講師を派遣し、「男女共同参画について」テーマに講演を行った。
人事課	継続	男女共同参画をはじめ人権行政の推進に関するカリキュラムを、新規採用職員研修等に取り入れ実施した。
こども事業課	継続	男女共同参画の視点を織り込んだ人権研修を、公立・民間施設から広く参加者を募り実施している。
学校教育課	継続	教職員を対象に研修会を実施した。
教育センター	継続	性別に関係なく、職に応じた研修を実施し、積極的な参加を呼びかけた。

1532

職場における男女共同参画に関する人権研修を充実する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	研修のテーマとして、「DVについて」や「性的マイノリティの人権問題について」「セクシュアル・ハラスメントについて」などをテーマを設定し、人権研修の講師を派遣した。今後も人権研修に多様なテーマに取り組んでもらうよう周知していく。
人事課	継続	男女共同参画の視点も含めた多様なテーマ・手法を、職場における人権研修で推奨するとともに、各職場で実施する研修を支援した。
学校教育課	継続	年間をととして、男女平等教育の研究、研修を推進した。

1-5-4 地域団体等に対する男女共同参画に関わる研修の充実

1541

地域の団体・グループ等に対し、男女共同参画に関わる研修の機会の提供や情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	すてっぷの登録団体や地域自治組織の運営に関わる方たちなどへ出前講座を行った。
すてっぷ	継続	男女共同参画週間事業の講演会などは、登録団体の研修を兼ねて実施した。市内小中学校対象にジェンダー平等教育助成事業や男女共同参画の授業実施をサポートするコーディネート事業、市教研に対しては男女共同参画周知活動を実施した。
人権平和センター	継続	高齢者向けや精神障害者向けの講座を実施することで、高齢者や精神障害者の積極的な参加を促した。（高齢者ふれあい事業：68回・世代間交流：13回）
学び育ち支援課	継続	子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりを目的とした地域子ども教室事業の担い手である地域の大人たち（安全管理員）を対象に、救命救急・応急手当一般講習を開催した。
公民館	継続	男女共同参画に関する広報物の掲示や配架を行った。

1-5-5 男女共同参画を阻害する社会制度、慣行の見直し

1551

男女に中立的でない国および大阪府の制度について把握し、その見直しを国および大阪府へ働きかける。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	男女共同参画の充実を図るために、大阪府市長会人権部会をととして、相談体制の充実、DV被害者の保護支援の連携充実、性的マイノリティへの配慮、若年層向けの周知啓発のために教育機関等の連携等について大阪府へ要望を行った。見直しの必要な案件については、今後も引き続き国や大阪府への要望を提出していく。

1552

男女平等や男女共同参画に関わる各種法律について理解し、制度等の活用が可能となるよう学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	すてっぷフェスタの基調講演会では、「憲法とジェンダー」をテーマに実施した。

1553

男女共同参画の視点に立って、市役所や教育の場における男女共同参画を阻害する慣行がないか、常に見直しを進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	職員への研修を通じて、男女共同参画の視点に立ち、市役所における差別的な慣行がなされていないかの意識を促した。今後も職員研修等を通じて、差別的な慣行に気づくための力を職員一人ひとりに持ってもらおうよう働きかけていく。
学校教育課	継続	研修会において、チェックシートを活用した。

1554

男女共同参画の視点に立って家庭や地域、職場等の男女共同参画を阻害する慣行を見直すための情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	研修を通じて、男女共同参画の視点に立ち、市役所における差別的な慣行がなされていないかの意識を促し、情報提供を行っていった。
すてっぷ	継続	情報ライブラリーにおいて男性の家事・育児参画に関する資料提供や展示を行った。

1-6 男女共同参画に関わる情報の収集と発信・提供

1-6-1 男女共同参画に関わる情報の収集・加工・提供・発信の推進

1611

男女共同参画に関わる図書、資料等の収集、閲覧、貸し出しを行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	情報ライブラリーにおいて男女共同参画に関する資料の収集と提供を行った。
読書振興課	継続	野畑図書館では、子育て関連資料のコーナーを設置し男性の育児や家事等への参加、女性の社会参加等についての資料を収集し貸し出しを行った。

1612

男女共同参画に関わる展示や情報相談等による情報の加工・提供・発信を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	・男女共同参画にかかわる展示を館内で実施した。 ・男女共同参画にかかわる情報相談を行った。
読書振興課	継続	子育て・DV関連資料や「検索ナビ」（資料・情報案内リーフレット）を通じた情報提供に努めた。岡町図書館では児童養護施設に協力し、里親制度・児童養護施設についてのパネル展と関連資料の展示を実施したほか、すてっぷと連携して、ヤングアダルト世代に向けた展示『男女共同参画週間連携展示「なりたい自分」になるう』を実施した。

1613

男女共同参画に関わる情報の収集・加工・提供・発信のため、他の自治体の男女共同参画センターや各種機関と連携、協力を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	拡充	・他館との連携・協力のため研修交流会を実施し意見交換を行った。 ・男女共同参画週間を広く啓発するため市内図書館、市内小中学校の図書室と連携展示を行った。（再掲） ・最新の広報事業について学び、他センターや他機関の広報担当者と情報交換を行うため研修を開催した。

1-6-2 男女別統計による統計調査の充実

1621

男女別統計の必要性の啓発を進め、男女別統計を作成するとともに、男女共同参画の視点を盛り込んだ施策立案の基礎資料として活用する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	男女別の統計結果を出前講座などの資料に用いて、男女での意識の違いを伝えてくことで、男女別統計の意義や性的マイノリティの人々などへの配慮についても啓発を進めていった。
すてっぷ	新規	調査研究事業として「豊中市男女共同参画統計データブック」を作成した。

基本目標2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する

2-1 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

2-1-1 市政に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大【重点的に取り組む施策★5】

2111

「審議会等委員の選任に関する指針」の規定にしたがい、事前協議制度の活用などを通じて審議会等への女性委員の登用を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	審議会への女性委員の参画状況を調査し、公表した。調査の際には「審議会への女性委員の参画推進要綱」を配布し、目標値を周知した。女性の登用を促すために、女性委員の割合40%以上達成のための方法について確認を行った。今後も所管課へ女性委員の登用を増やすための方策（府女性委員データベースの周知等）について周知し、目標に近づけるため、取り組みを支援し登用を促していく。
行政総務課	継続	庁内情報共有システムにて、「審議会等委員の選任に関する指針」について周知を行った。

2112

「審議会等委員の選任に関する指針」の規定にしたがい、審議会等委員の市民公募を行い、女性の登用を促進する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	市民公募を行う際は女性の登用を積極的に図るように各所管課へ呼びかけを行った。
行政総務課	継続	庁内情報共有システムにて、「審議会等委員の選任に関する指針」について周知を行った。

2113

意見公募手続等の仕組み・機会等を活用し、各種条例、計画、方針決定過程への市民参画を進め、市民意見の把握と反映を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
広報戦略課	継続	今後も継続的に取り組みを行う。

2114

「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、能力や資質に応じ、管理監督職への女性職員、女性教職員の登用を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	継続	性別にかかわらず能力や資質に応じた管理監督職等への登用を進めた。（課長級以上の管理職中の女性割合 令和4年度：24.2%）引き続き、性別にかかわらず能力や資質に応じた管理監督職等への登用を進める必要がある。
教職員課	継続	校長19名、教頭25名が女性管理職として現在活躍中。引き続き積極的に登用を進める。
クリーンランド総務課	継続	次長級への女性職員の登用に続き、課長補佐級に女性職員を登用している。

2115

「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、採用時の職種による性別の偏りをなくすため、女性受験者の増加を促し、女性職員、女性教職員の幅広い採用を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	継続	実際に働いている女性職員のインタビュー等を掲載した採用パンフレットを製作するなど、性別にかかわりのない優秀な人材の確保及び女性受験者数の拡大を図った。 令和元年度より事務職における女性の採用者数が男性を上回り、令和3年度には大幅に上回り、令和4年度も引き続き上回った。 引き続き、性別にかかわりのない優秀な人材の確保する取組みを継続して実施し、女性の参画を進めていく。
教職員課	継続	教職員として採用された後のライフステージに合わせ、様々な制度があることを周知し、女性受験者の増加を促す取組みを引き続き行っている。

2116

各種会議やプロジェクトへの女性職員、女性教職員の参画を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	人権行政推進本部会議や男女共同参画推進連絡会議等において、各種会議等に女性職員や女性教員の参画について積極的に進めるよう促した。今後もさまざまな場で各種会議等への女性職員や女性教員の参画を進めるよう促していく。
教職員課	継続	経験年数に応じて各種会議やプロジェクトの参加を促している。

2117

女性活躍推進法に基づき、性別に偏った職域拡大、職務分担とならないよう、女性職員、女性教職員の能力や資質に応じた配置を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	継続	異動の重点項目に女性の職域拡大を継続して掲げ、異動方針を庁内に周知し、施策の企画等への参加促進を図った。引き続き異動の重点項目に女性の職域拡大を継続して掲げ、異動方針を庁内に周知し、施策の企画等への参加促進を図る。 今後も可能な限り性別によらず、経験や能力に応じた配属・職務分担を行う。
教職員課	継続	人事異動に関し、個別に得意分野を伸ばしたい能力の聞き取りを管理職を通じ継続して行っている。
クリーンランド総務課	継続	性別に偏りのない職員配置を進めるため、引き続き豊中市に対して、積極的に女性職員の派遣要請を進めていく。

2118

研修等の充実や受講機会の拡大に取り組み、女性職員の能力開発とキャリアアップを支援する。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	継続	キャリアデザイン研修（14人中女性8人）や、キャリアアップ講座として副市長講座（150人中女性68人）、ワーキングマザー交流会（8人すべて女性）を行った。
教職員課	継続	長期自主研修制度や大学院修学休業制度の周知に努め、制度の活用を促している。
クリーンランド総務課	継続	当該年度では、「女性の活躍する職場づくり」等に関する研修については未実施であったが、今後も研修実施に向けて取り組みを進めていく。

2119

女性が市政に関心を持ち、積極的にかかわれるよう、女性の人材育成のための学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	—	昨年度、市の「第3次男女共同参画計画」策定の時期に合わせて連続ゼミとして実施、今年度の連続ゼミは他のテーマで開催した。

2-1-2 事業所における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大【重点的に取り組む施策★6】

2121

「女性活躍推進法」の趣旨などをふまえ、事業所における、経営・運営等の方針決定過程への女性の参画拡大について、事業者への働きかけや情報提供、啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	豊中市女性の活躍促進支援事業を実施し、事業所に向けて、経営者・管理職（4回）、女性社員（4回）向けの連続セミナーを実施し、事業アドバイザー派遣を6事業者に対して行った。
産業振興課	継続	豊中企業人権啓発推進員協議会の会員に向けて、「女性活躍推進セミナー」、「働く女性・働きたい女性のための相談会」の情報提供を行った。

2122

市関連の委託事業者等への女性の参画拡大の働きかけや啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	人権問題事業者学習会を開催し、委託事業者（特に市民と直接接する業務を委託している事業者）を対象に啓発を行った。
創造改革課	継続	外部活力導入のガイドラインに基づき、周知を行った。
契約検査課	継続	総合評価一般競争入札の中で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価することにより、女性の参画拡大への啓発に努めた。

2123

事業所等に向けて、「女性活躍推進法」による一般事業主行動計画の策定を働きかける。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	豊中市女性の活躍促進支援事業を実施し、事業アドバイザー派遣を6事業者に対して行った。
産業振興課	継続	豊中企業人権啓発推進員協議会の会員に向けて、「事業アドバイザーの派遣制度」の情報提供を行った。

2124

性別にかかわらず、組織等の中で意思決定過程への参画を可能とするマネジメント能力等を養うための学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	管理職をめざす女性を対象に、マネジメント能力を養うための講座を開催した。

2-1-3 地域・団体等における女性の参画拡大

2131

地域で活動する団体やグループの運営方針決定への女性の参画・リーダー育成について働きかけや周知啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	地域の事業所などへ出前講座として「ハラスメント」をテーマに研修を行った。今後も多様なテーマに取り組んでもらうよう周知していく。
すてっぷ	—	今年度のリーダー育成事業は、企業における管理職を対象にした。
コミュニティ政策課	継続	市と協働及び連携している団体やグループにおいては、女性が多いことを確認している。今後も、助成金交付決定や中間支援施設運営受託契約において、この水準を維持するようはたらきかけます。
地域共生課	継続	各団体で女性の参画等について働きかけを行った。
人権平和センター	継続	人権問題事業者学習会を開催し、委託事業者（特に市民と直接接する業務を委託している事業者）を対象に啓発を行った。令和4年度は男女共同参画やLGBTに関するテーマではなかったが、ニーズがあるテーマであるため、今後も引き続き検討し実施する。
公民館	継続	男女共同参画に関する広報物の掲示や配架を行った。

2-1-4 女性の参画拡大等に関わる情報提供の推進

2141

女性の参画拡大等に関わる図書や資料等の収集・提供を充実する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	情報ライブラリーにおいて女性の政治参画に関する資料提供や展示を行った。
読書振興課	継続	女性の参画拡大等に関連する資料の収集と提供を実施した。

2142

男女共同参画を進めるための教材・情報等を教育現場へ提供する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	拡充	豊中市立の小・中学校等に通学する児童、生徒向けにジェンダー平等教育啓発電子教材「With you」を作成した。子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性を生かしながら将来像を描きそれを達成するために行動できる力を養えるよう学校でも自宅でも学べる教材である。
すてっぷ	拡充	・高校生の「SDGs探求学習」のインタビューに応じ、「ジェンダー平等」に関する情報提供をした。また小学校のジェンダー研究授業の資料として男女共同参画に関連する情報を提供した。 ・教育現場等で研修に使用できるよう上映権付研修DVDの貸出リストを作成し配布した。
学校教育課	継続	ジェンダー平等教育を推進するため、研修会を開催し教材を提供した。

2-2 多様な働き方への支援

2-2-1 働き続けやすい雇用環境づくりに向けた啓発、情報提供 【重点的に取り組む施策★7】

2211

市民・労働者や事業所等に向けて、「男女雇用機会均等法」等雇用や職場での男女平等の推進に向けた学習および啓発、具体的かつ効果的な情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	職場での男女平等をめざし、管理職をめざす女性を対象にモチベーションアップ、働く女性の不調解消のためセルフケアの講座を実施した。
産業振興課	継続	豊中企業人権啓発推進員協議会の会員に向けて、啓発DVDの紹介を行った。

2212

市民・労働者や事業所等に向けて、働く場でのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等各種ハラスメントの防止に向けた学習および啓発、具体的かつ効果的な情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	情報ライブラリー所蔵資料のテーマ展示とブックリストで情報提供を行った。（タイトル：「職場のハラスメント撲滅月間！」）。
産業振興課	継続	豊中企業人権啓発推進員協議会の会員に向けて、啓発DVDの紹介を行った。

2213

市民・労働者に向けて、パートタイム労働や派遣労働に関わる制度の周知を図り、労働条件や雇用の安定等についての啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	情報ライブラリー就労支援コーナーにおいて非正規雇用に関する資料提供や展示を行った。
くらし支援課	継続	勤労者ニュース（No.63）でパートタイム労働者の社会保険加入条件の拡大について紹介し、啓発を行った。また、各種労働条件などに関する啓発動画を作成し、SNSや市ホームページにおいて周知を行った。

2214

市民・労働者や事業所等に向けて、母性保護への理解や健康管理、働く場でのメンタルヘルスなどに関する啓発や予防対策を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	働く女性を対象に「なんとなく不調」をテーマに心身両面からセルフケアの講座を実施した。
くらし支援課	継続	勤労者ニュース（No.64）で労働者のメンタルヘルスや健康にかかわる記事を掲載し、啓発を行うとともに、市ホームページにおいて周知を行った。
保健予防課	継続	勤労者ニュースや広報・ホームページ・Twitter等で情報発信、講座、個別支援を通じ、情報提供や啓発を行い、相談窓口職員のメンタルヘルス問題の対応力向上に努めた
母子保健課	継続	母子健康手帳交付時などに情報提供を行った。

2215

事業所等において女性が能力を発揮するための積極的取組みである「ポジティブ・アクション」を進めるための啓発を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	くらし支援課の「勤労者ニュース」に男女共同参画苦情処理制度、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ事業案内を掲載してもらい啓発を行った。
すてっぷ	継続	女性を対象に管理職を躊躇しないためのマネジメント能力を養うための講座を実施した。
くらし支援課	—	

2216

在宅ワーク、テレワークの導入など「新しい生活様式」などをふまえた多様な働き方について、事業所等への情報提供を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	—	
産業振興課	—	
くらし支援課	継続	地域雇用活性化推進事業において、「今こそ知っておきたい中小企業のIT活用の基本」講座を実施した。

2-2-2 女性の就労支援【重点的に取り組む施策★8】

2221

女性の職業能力を高めるため、技術習得や資格取得につながる講座等の学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	就職に有利になるとされているTOEIC600点をめざす講座を実施した。また、シングルマザー親子を対象に「プログラミング講座」を実施し、PCの技術習得の機会を提供した。
国際交流センター	継続	日本語教室、日本語能力検定試験対策講座などを実施。
くらし支援課	継続	地域就労支援センターによる就労相談や地域雇用活性化推進事業において、「医薬品登録販売者をめざす仕事講座（入門編）」や、「電気工事士の仕事を知ろう」を実施した。
福祉事務所	継続	年齢性別に関係なく、就労の必要性がある被保護者に対して、求職にあたり有効な情報の提供や就労支援事業の活用を助言した。
子育て給付課	継続	母子父子福祉センターの指定管理事業として介護職員初任者研修、日商簿記3級検定取得講座、ビジネスパソコン基礎講座、医科医療事務検定3級取得講座を実施した。

2222

女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	再就職セミナーを実施し、オプションとしてPC初級講座、個別相談を付けるなど、就業につながる支援を行った。 就労の継続支援としては、管理職をめざす女性を対象にモチベーションアップ、働く女性の不調解消のためセルフケアをテーマに講座を実施した。
くらし支援課	継続	転職カフェを全1クール（1クール5回）実施し、「働く」ことについて考え、語り合う機会を作った。
子育て給付課	継続	①ひとり親の資格取得のため養成機関での受講に際し、その期間中の生活の安定を図るため給付金を支給する高等職業訓練促進給付金を支給した。 ②就業相談を通じて指定された講座を受講した後、本人が支払った費用の4～6割相当額を支給する自立支援教育訓練給付金を支給した。

2223

起業を志す女性のための学習機会や情報、場を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	起業をめざす女性を対象にフリーランス基礎講座を実施した。また交流の場として女性店主応援のワンテーブルショップをイベントの一貫として実施した。
産業振興課	継続	「とよなか起業・チャレンジセンター」の運営の中で、起業家を対象とする各種セミナー等を開催し、起業に関わる情報提供を行っている。
国際交流センター	継続	外国人のための多言語相談サービス事業において個別のニーズに沿って情報提供、他機関紹介を行っている。

2224

女性の就労支援のための相談対応を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	しごと準備相談を実施し、子育てや介護後の社会復帰やを考える女性を中心に情報の提供や助言をした。
くらし支援課	継続	地域就労支援センターによるくらしかん、労働会館、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷでの就労相談を行った。くらし再建パーソナルサポートセンターによる生活困窮者の支援を行った。

2225

多様な事情に応じて働く場や仕事が確保できるよう、求人情報の収集と求職者への紹介を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	無料職業紹介事業による求人企業の開拓や求人情報の収集、求職者への職業紹介を行い、就職に繋げた。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	就労の継続を支援する講座として管理職をめざす女性を対象にモチベーションアップ、働く女性の不調解消のためセルフケアをテーマに講座を実施した。
くらし支援課	継続	「働くための基礎知識セミナー」を実施し、働くにあたって必要な知識やトラブル防止のための注意点を学ぶ機会を作った。
子育て給付課	継続	庁内のハローワーク常設窓口と連携し、母子・父子自立支援員により就労支援相談を行った。また、母子父子福祉センターで就労支援講座を実施した。

2-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

2-3-1 事業所による働き方改革の推進への支援【重点的に取り組む施策★9】

男性中心型労働慣行、長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、事業所が取り組みやすくなるよう、事例などの具体的かつ効果的な情報提供、働きかけ、啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	豊中市女性の活躍促進支援事業を実施し、事業所に向けて、経営者・管理職（4回）、女性社員（4回）向けの連続セミナーを実施し、事業アドバイザー派遣を6事業者に対して行った。
産業振興課	継続	豊中企業人権啓発推進員協議会の会員に向経営改善支援として、「経営者・管理職セミナー」等の情報提供を行った。
くらし支援課	継続	事業所向けに働き方改革に関するセミナーを実施した。
こども政策課	継続	とよなかイクボスプロジェクトとして、イクボス大使による公式サイトや啓発チラシによりイクボスプロジェクトの情報および先進的な取組みを紹介し、イクボス宣言企業・団体登録制度を周知した。

2312

在宅ワーク、テレワークの導入など「新しい生活様式」などをふまえた多様な働き方について、事業所等への情報提供を行う。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	—	
産業振興課	—	
くらし支援課	継続	地域雇用活性化推進事業において、「今こそ知っておきたい中小企業のIT活用の基本」講座を実施した。

2313

仕事と生活の両立に向け職場の環境整備を図るため、事業者等に「次世代育成支援対策推進法」や「女性活躍推進法」の趣旨、育児・介護休業制度等の活用についての具体的かつ効果的な情報提供、働きかけ、啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	豊中市女性の活躍促進支援事業を実施し、事業所に向けて、経営者・管理職（4回）、女性社員（4回）向けの連続セミナーを実施し、事業アドバイザー派遣を6事業者に対して行った。
契約検査課	継続	総合評価一般競争入札の中で、次世代育成支援対策推進法に基づく、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価することにより、仕事と子育ての両立への取組みについての働きかけや啓発に努めた。
産業振興課	継続	豊中企業人権啓発推進員協議会の会員に向けて、仕事と家庭・その他の活動が両立できるような取組をしている事業者を応援する「男女いきいき・元気宣言」登録制度、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定など女性活躍に取り組む事業者の「男女いきいきプラス」認証制度の情報提供を行った。
くらし支援課	継続	勤労者ニュース（No.63）で育児・介護休業法改正による「産後パパ育休」などを紹介し、啓発を行った。
母子保健課	継続	両親教室で、すてっぷの情報提供を行った。
こども政策課	継続	とよなかイクボスプロジェクトとして、イクボス大使による公式サイトや啓発チラシによりイクボスプロジェクトの情報および先進的な取組みを紹介し、イクボス宣言企業・団体登録制度を周知した。

2314

労働者に対して、仕事と子育て・介護・看護の両立のための法律や具体的制度、技術等の情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	社労士による労働相談を実施し、相談内容に応じた社会制度について情報提供をした。

2-3-2 仕事と家庭生活等の両立を支える子育てサービスの拡充

2321 仕事と家庭生活等の両立を支えるための保育サービスの充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
こども政策課	継続	保育定員を確保していくため、保育所の新規施設整備や幼稚園の認定こども園化、保育定員確保緊急対策事業などを進め、保育定員約210人分を確保した。引き続き、新規施設整備のほか、多様な施策に取り組んでいく。

2322 仕事と家庭生活等の両立のための保育サービスの充実の一環として、待機児童ゼロ維持をめざし、施設整備や多様な施策に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
こども政策課	継続	保育定員を確保していくため、保育所の新規施設整備や幼稚園の認定こども園化、保育定員確保緊急対策事業などを進め、保育定員約210人分を確保した。引き続き、新規施設整備のほか、多様な施策に取り組んでいく。

2323 仕事と家庭生活等の両立を支えるための一時保育、延長保育、休日保育、病児保育など多様な保育サービスを提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
こども事業課	継続	一時保育、延長保育、休日保育、病児保育など、よ各家庭の保育ニーズに対応できるよう個別の相談に応じるなどして提供している。

2324 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）を実施し、地域での子育て支援ネットワークを充実する。

主な所管・実施課	実施状況	
こども政策課	継続	年間の活動実績は1,603回。他に、援助会員・利用会員間の情報共有や、会員と地域住民との交流を目的とした交流会を2回実施した。また、「子どもの世話・子どもの遊び」や「子育て支援に活かせるアンガーマネジメント」等の講習会を実施し、延べ125人が参加した。

2325

放課後の子どもの居場所づくり事業を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
学び育ち支援課	拡充	子どもたちが放課後、安全に安心して過ごすための居場所として校庭開放事業を、10校で実施した。内容を拡充し、三季休業期間や雨天時にも事業を実施した。 また、翌年度の継続10校、新規15校、計25校での実施に向けて仕組みづくりを進めた。

2326

育児の孤立感や不安、子育ての悩みに、男女共同参画の視点を加味し、子どものライフステージごとに支援が途切れないように、また、子どもと家庭それぞれに対して相談支援を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	女性の生き方相談（面接・電話）にて相談員が不安や悩みに寄り添い、情報提供や助言をした。
人権平和センター	廃止	令和元年度まで子育て相談を行っていたが、令和2年度の人権平和センター条例施行をふまえ、事業を再構築したことにより廃止
母子保健課	継続	電話、面接相談時に育児の孤立感や不安、子育ての悩みに、男女共同参画の視点を加味し対応した。
子育て支援センターほっぺ	継続	父親対象の講座「もっとパパになろう パパを楽しもう」、「親を学ぶプログラムパパ編」を開催し男性の育児参加を促した。また父親からの相談電話もあり、訪問支援や継続支援を行った。
児童発達支援センター	継続	療育相談において父親の参加を積極的に促し、子どもの理解を深められるよう進めた。
こども事業課	継続	公立こども園及び地域子育て支援センターにおいて、電話や対面での子育てに関する相談を実施。
児童生徒課	継続	教育相談において、男女共同参画の視点も踏まえながら様々な相談に対応をした。また、こども・教育総合相談窓口を開設し、相談体制の強化を図ることができた。

2327

子育ての交流事業を充実し、子育てグループのネットワークを形成し、地域における子育て支援の充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
母子保健課	継続	新型コロナ感染対策のため地区の子育てサロン等への出務はできなかったが、必要に応じて健康に関する情報提供を行った。
子育て支援センターほっぺ	継続	地域福祉ネットワーク会議 こども部会の校区連絡会を実施した。
こども事業課	継続	公立こども園及び地域子育て支援センターにおいて、参加者同士の交流や遊びの提供を目的とした、こぐまグループ・いるかグループ等の年齢別子育て支援連続講座を実施。

2328

子育てに関わる学習機会の提供や情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権平和センター	継続	じんけんへいわ通信発行（2回、10,000部）
母子保健課	継続	個別支援の中で、健康教育・指導、情報提供を行った。
子育て支援センターほっぺ	継続	講座等を開催し、子どもの育ちを参加者で共有し、多様な子育てのあり方に気づく機会を作ったり、愛着形成の大切さを発信したりした。
こども事業課	継続	公立こども園及び地域子育て支援センターにおいて、年齢別育ちの講座や手作りおやつ講座、離乳食講座等の子育て・子育てに関する講座を開催。
学び育ち支援課	継続	小中高校生を中心とした幅広い年齢層を対象とする「明日の親のための講座」を12回、中学校区の保護者を対象とする家庭教育講演会を2校区で実施した。
公民館	継続	子育て子育て親育ち事業として4公民館で46講座、のべ163回実施した。
読書振興課	継続	野畑図書館では、子育て関連資料のコーナーを設置し積極的に関連資料を収集するとともに提供している。

2329

ひとり親家庭の母子・父子が充実した生活を送ることができるよう住宅、就労、医療給付など、さまざまな支援を通してセーフティネットの充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	離婚を考える女性やシングルマザーが生活に困ることのないよう社会制度の情報提供や助言をした。
くらし支援課	継続	地域就労支援センターによる就労相談や住居確保給付金の支給による支援を行った。
子育て給付課	継続	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療証の発行及び給付金の支給により、ひとり親家庭の経済的支援を行った。また、母子・父子自立支援員を配置して母子及び父子並びに寡婦の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供・相談指導を行った。母子父子福祉センターでは弁護士による法律相談、養育費等専門相談員による相談を行った。公正証書作成費用補助や、養育費保証契約補助を行った。
住宅課	継続	母子・父子世帯について、抽選における当選確率を2倍とする優遇措置を行った。市営住宅の一部について、小学校就学前の子どもがいる世帯向けに、子育て世帯限定の募集を行った。

23210

市が主催する講座、イベント等に子育て期の男女が容易に参加できるよう一時保育の場を確保する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	市が主催する講座等における、一時保育制度を活用し、各所管課が一時保育者を確保できるようにした。

2-3-3 仕事と家庭生活等の両立を支える介護サービスの推進

2331

介護保険サービスの充実と利用促進のための周知を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
長寿社会政策課	継続	当課窓口での情報提供や相談に応じるとともに介護保険事業に関する情報やHP掲載やパンフレット作成、出前講座等による情報提供を実施した。

2332

介護離職を防ぐため、支援ニーズに対応できるよう、家族介護者への支援の充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
長寿安心課	継続	家族介護者の支援として、家族介護慰労金、紙おむつの給付などを行った。 また、認知症高齢者を抱える家族介護者を対象に、交流会や介護者教室を実施した。

2333

高齢者とその家族が課題を抱えながらも自宅で安心して暮らしていくことができるよう、地域全体で支援するためのネットワークづくりを図る。

主な所管・実施課	実施状況	
長寿安心課	継続	虐待や困難ケースの対応において、家族や本人が地域で安心して生活ができるようなケースワークを展開している。

2-3-4 男性の家事・育児・介護等や地域活動への参画の促進

2341

男性が家事・子育て・介護・看護に参画することの重要性を広めるため、男性への子育て・介護・看護に関わる情報提供、啓発を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	新規	男性の家庭責任の重要性と育児の不安解消を目的に「すてっぷパパカフェ」を実施した。

2342

子育てに関わる行事・イベント等の情報提供、啓発を推進することで男性の育児への参画を促進する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	男性の家事・育児への参加を促すため「いっしょに作ろう！くつ置きシール」イベントを開催し、家庭内での性別役割分担を見直す啓発を行った。 男性の育児の不安解消を目的に「すてっぷパパカフェ」を実施した。（再掲）
母子保健課	継続	両親教室を開催し、産後の育児等について、妊婦とパートナーで意見交換を行い、男性の育児参加への啓発を行った。
こども政策課	継続	子育て・子育て応援アプリ「とよふぁみ」にて行事・イベント等の情報提供を行い、家族共有機能の紹介等にて男性の育児への参画を促進した。
子育て支援センターほっぺ	継続	父親対象の講座「もっとパパになろう パパを楽しもう」、「親を学ぶプログラムパパ編」を開催し男性の育児参加を促した。
児童発達支援センター	継続	行事の日程等父親にも参加しやすい日程調整を行った。
こども事業課	継続	公立こども園及び地域子育て支援センターの事業・講座・園開放等に父親が参加。
学び育ち支援課	継続	小中高校生を中心とした幅広い年齢層を対象とする「明日の親のための講座」を12回、中学校区の保護者を対象とする家庭教育講演会を2校区で実施した。
学校教育課	—	令和4年度は事業として取り組まなかった。

2343

子育てや介護等に参画する男性等によるグループづくりや運営支援を通じて活動の活性化を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	新規	育児をテーマに活動している男性グループを講師に男性の育児不安などの語り合いを実施した。
長寿安心課	継続	認知症高齢者を抱える家族介護者を対象に、交流会や介護者教室を実施した。

2344

男性の自立した生活を促すための情報提供、学習機会の提供を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	—	企画していたが、コロナウイルス感染症のため中止した。
公民館	新規	父親向けの講座を4公民館で5講座、のべ6回実施した。

2345

地域活動への男性の参画を促すための啓発、情報提供を推進するとともに、実践につなげる機会・仕組みの充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	新規	男性の地域活動を支援する講座を、既存の男性グループの協力のもと実施した。
読書振興課	継続	すてっぷと連携して、ヤングアダルト世代に向けた展示『男女共同参画週間連携展示「じぶんらしさ」みつけよう』を実施した。

2-3-5 市役所における男女共同参画の推進

2351

「次世代育成支援対策推進法」や「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、仕事と家庭生活が調和できるよう、育児・介護休業の取得しやすい、また職場復帰しやすい職場の環境を整備する。

主な所管・実施課	実施状況	
職員課	継続	育児休業からの復帰前面談の実施や、庁内情報共有システム等を活用した情報発信を行い、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに努めた。
教職員課	継続	人事異動に関し、育児や介護の実態に応じ個別事情を聞き取り、職場復帰しやすい環境の整備に努めている。
クリーンランド総務課	継続	育児・介護休業等については、引き続き取得及び復帰しやすい職場環境の整備を進めていく。

2352

「働きやすい職場づくり」を進めるため、旧姓使用の選択を可能とする制度の運用を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	継続	旧姓使用の選択を可能とする制度を運用した。 旧姓使用制度の継続的な利用があった。今後も制度の適切な運用を図る。

2353

変則勤務の多い医療従事者の確保と離職防止のため、院内保育所の運営や保育時間の延長を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
市立豊中病院総務課	継続	地域の保育所への入所が困難な職員が多いため、引き続き院内保育所の適正運用に努め、職員の職場復帰を支援した。

2354

「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、職員意識の向上とともに、働き方を見直す取組みを進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人事課	拡充	誰もが働きやすい職場づくりに取り組む民間企業の話や、男性育児休業取得者の経験談を通して意識を醸成する研修を開催し、職員の意識向上を図った。 また、更なる取得促進のため、令和4年度より所属長に対し、男性職員から配偶者等の妊娠・出産の申し出があった場合、育児休業制度の周知および休業の取得意向の確認のための面談を義務付けた。
職員課	継続	時間外勤務について、年間330時間超の職員を0にする等の取組を進め、令和4年度も目標を達成した。 クールビズ期間にノー残業デープラス1を実施し、水曜日以外にも週1回ノー残業デーを実施する取組を行った。
教職員課	継続	出退勤システムによる、職員の勤務時間について管理職が把握に努めている。
クリーンランド総務課	継続	長時間勤務を是正しながら、各種休暇制度の利用促進を行い、全ての職員が仕事と家庭を両立したうえで、十分な能力を発揮できる職場環境を引き続き進めていく。

2355

男性職員、男性教職員に対する育児・介護休業制度に関する啓発とともに、各種制度の利用に向けた支援に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
職員課	拡充	産後パパ育休・育児休業に係る取得回数制限の緩和、産後パパ育休に係る請求期限の短縮・非常勤職員の取得要件の緩和、期末手当及び勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱いの変更、再度の育児休業にかかる「育児休業等計画書」の廃止といった制度改正を行い、通知等で周知・啓発した。
教職員課	継続	管理職研修において男性の育児・介護休業制度の活用の周知を継続している。
クリーンランド総務課	継続	男性職員が取得できる出産補助休暇、育児参加休暇及び育児休業等について周知を図り、これらの取得を促進するため引き続き取り組みを進めていく。

基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する

3-1 エンパワーメントへの支援

3-1-1 子ども・若者の生きる力を育むための支援

3111

「豊中市子ども健やか育み条例」および子どもの人権についての周知・啓発を通じ、子どもの人権意識を育みつつ、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることを伝える。

主な所管・実施課	実施状況	
こども政策課	継続	子どもの権利についての理解を深められるよう、市内の小学校16校、中学校3校で条例の出前講座を実施した。
こども事業課	継続	豊中市立幼保連携型認定こども園教育・保育課程の子ども像『人とつながり生きる力の基礎を培う』を柱に地域、家庭、子どもの実態等に応じて指導計画を作成し教育・保育を行っている。
児童生徒課	継続	いじめ防止の視点から、「豊中市子ども健やか育み条例」を踏まえて策定した「豊中市いじめ防止基本方針」に基いた研修を豊中市立学校で実施し、子どもの人権意識を育むための周知・啓発を広めた。
国際交流センター	継続	「子ども若者サポート事業」において対応。子どもに関わる事業のボランティアや関係者向けに研修を開催。

3112

学校園において、子どもの非認知能力を育むとともに、保育、教育、福祉、保健等の関連する分野が中長期的な視点で連携しながら子どもの生きる力を育む。

主な所管・実施課	実施状況	
こども事業課	継続	「豊中市幼保連携型認定こども園全体計画」に基づいて、入園から修了、さらに小学校教育との円滑な接続も踏まえた目的や目標に向かって、園児一人一人が生活を通して発達に必要な体験が得られるような教育・保育を行っている。
学校教育課	—	令和4年度は事業として取り組まなかった。

3113

さまざまな主体が子ども・若者のために同じ方向性をもって子どもの居場所づくりに包括的に取り組むことで、さまざまな課題を抱えた子どもの育ちを支える。

主な所管・実施課	実施状況	
人権平和センター	継続	さまざまな交流及び体験事業・ふれあい活動の場を提供し、人権意識の醸成を図り、青少年の豊かな育ちを支援する安心・安全な子どもの居場所づくりができた（【豊中】見守り・寄り添い活動の場づくり事業291回、【螢池】交流・体験学習事業：523回）
国際交流センター	継続	「子どもサポート事業」「多言語相談サービス」関係者ならびに必要なに応じて他機関が連携して対応している。
こども政策課	継続	地域における様々な主体による子どもの居場所づくりの充実や、学校を核としたセーフティネットの構築等を実施した。具体的には、11か所で子どもの居場所の新規立ち上げ、支援者向け講習会を3回開催、市域レベルの円卓会議を2回開催、6エリアで支援者や関係機関の交流会を各1回開催、6小学校区で居場所等のマップ作成のほか、人材バンクより13団体への人材派遣、ポータルサイトの運営を行った。一方で、居場所運営の安定化や、学校への居場所の周知・連携等が課題となった。
青少年交流文化館いぶき	継続	日曜日や長期休業中の地域における子どもたちの居場所づくりを行い、「子ども文化」をキーワードに未来に生きる子どもたちを健やかで心豊かに育んでいく場を創出・提供しました。

3114

性別にとらわれず自由に進路や職業を選択し、社会人として自立できる力をつけるため、職業観の教育や進路指導などのキャリア教育を実施する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
学校教育課	継続	地域体験学習等において地域の民間事業所、保育所や高齢者福祉関係などの公共施設で働く方々から聞き取りを行い、男女が協働して社会を構成する一員としての職業観等を学んでいる。また、地域住民や保護者からも職業について聞き取り学習を行い、男女共同参画の視点から職場体験学習の充実をめざす取り組みを行っている。

3115

性別にかかわらず、組織等の中で意思決定過程への参画を可能とするマネジメント能力等を養うための学習機会を提供する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	管理職をめざす女性を対象に、マネジメント能力を養うための講座を開催した。

3116

子ども自身が身を守るために必要な情報の提供および教育を充実する。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	若者支援総合相談窓口による早期の相談から社会生活への適応支援を中心に、自立に向けた包括的な支援を実施した。
健康政策課	継続	子ども自身が薬物乱用から身を守れるよう、薬物に関する知識や薬物への誘いの断り方についての周知・啓発を行った。

3117

自分らしい生き方を選択できるよう、将来の生き方について考える機会を提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
こども政策課	継続	子ども・若者が自分の将来を具体的にイメージし、主体的に考える機会を提供するため学校向けの出前講座を6回実施した。

3118

困難や生きづらさなどを有する若者が社会で生きる力を育むため、それぞれの状況に応じた段階的な支援に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	社会的支援を要する若者の状況に応じて、助言、情報提供、関係機関の紹介等の支援のコーディネートを行い、自立に向けた支援を行った。
青少年交流文化館いぶき	継続	社会支援を必要とする若者やその家族・支援者からの相談に応じ、支援につなげる「若者支援総合相談窓口」を実施しました。計102件の相談がありました。
国際交流センター	継続	「子ども若者サポート事業」「多言語相談サービス」関係者ならびに必要なに応じて他機関が連携して対応している。
人権平和センター	継続	小中学生、高校生を対象にした学びの場等を提供し、自信や達成感を感じ、他者との交流を深めることができた（【豊中】学びの場づくり事業：100回、【螢池】学習クラブ事業：152回）

3-1-2 女性の就労支援【重点的に取り組む施策★8】

3121

女性の職業能力を高めるため、技術習得や資格取得につながる講座等の学習機会を提供する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてつぷ	継続	就職に有利になるとされているTOEIC600点をめざす講座を実施した。
国際交流センター	継続	日本語教室、日本語能力検定試験対策講座などを実施
くらし支援課	継続	地域就労支援センターによる就労相談や地域雇用活性化推進事業において、「医薬品登録販売者をめざす仕事講座（入門編）」や、「電気工事士の仕事を知ろう」を実施した。
福祉事務所	継続	年齢性別に関係なく、就労の必要性がある被保護者に対して、求職にあたり有効な情報の提供や就労支援事業の活用を助言した。
子育て給付課	継続	令和4年度は母子父子福祉センターの指定管理事業として介護職員初任者研修、日商簿記3級検定取得講座、ビジネスパソコン基礎講座、医科医療事務検定3級取得講座を実施した。

女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	再就職セミナーを実施し、オプションとしてPC初級講座、個別相談を付けるなど、より就業につながる支援を行った。 就労の継続支援としては、管理職をめざす女性を対象にモチベーションアップ、働く女性の不調解消のためセルフケアをテーマに講座を実施した。
くらし支援課	継続	転職カフェを全1クール（1クール5回）実施し、「働く」ことについて考え、語り合う機会を作った。
子育て給付課	継続	①ひとり親の資格取得のため養成機関での受講に際し、その期間中の生活の安定を図るため給付金を支給する高等職業訓練促進給付金を支給した。②就業相談を通じて指定された講座を受講した後、本人が支払った費用の4～6割相当額を支給する自立支援教育訓練給付金を支給した。

3123

起業を志す女性のための学習機会や情報、場を提供する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	起業をめざす女性を対象にフリーランス基礎講座を実施した。また交流の場として女性店主応援のワンテーブルショップをイベントの一貫として実施した。
産業振興課	継続	「とよなか起業・チャレンジセンター」の運営の中で、起業家を対象とする各種セミナー等を開催し、起業に関わる情報提供を行っている。
国際交流センター	継続	外国人のための多言語相談サービス事業において個別のニーズに沿って情報提供、他機関紹介を行っている。

3124

女性の就労支援のための相談対応を進める。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	社会復帰や転職を考える女性を中心に、就活に関する情報提供と、今後の進め方を共に考え助言をした。
くらし支援課	継続	地域就労支援センターによるくらしかん、労働会館、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷでの就労相談を行った。くらし再建パーソナルサポートセンターによる生活困窮者の支援を行った。

3125

多様な事情に応じて働く場や仕事が確保できるよう、求人情報の収集と求職者への紹介を行う。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	無料職業紹介事業による求人企業の開拓や求人情報の収集、求職者への職業紹介を行い、就職に繋げた。

3126

女性の就労支援に向けて、労働についての情報や学習機会を提供する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	就労の継続を支援する講座として管理職をめざす女性を対象にモチベーションアップ、働く女性の不調解消のためセルフケアをテーマに講座を実施した。
くらし支援課	継続	「働くための基礎知識セミナー」を実施し、働くにあたって必要な知識やトラブル防止のための注意点を学ぶ機会を作った。
子育て給付課	継続	庁内のハローワーク常設窓口と連携し、母子・父子自立支援員により就労支援相談を行った。また、母子父子福祉センターで就労支援講座を実施した。

3-1-3 就労に必要な能力の習得支援

3131

年齢、身体的機能、家族構成、就労経験などの理由により就労が実現できず、就職に向けた支援を必要とする人に、相談や各種講座、職業紹介などの支援を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	情報提供を中心に、必要に応じてくらし支援課に繋ぎ支援をした。
くらし支援課	継続	地域就労支援センターによるくらしかん、労働会館での就労相談を行った。くらし再建パーソナルサポートセンターによる生活困窮者の支援を行った。
福祉事務所	継続	年齢性別に関係なく、就労の必要性がある被保護者に対して、求職にあたり有効な情報の提供や就労支援事業の活用を助言した。
子育て給付課	継続	母子・父子自立支援員により就労支援相談を行った。

3132

高齢者の介護予防・自立支援、今後の社会の活力の維持につなげていくため、高齢者の多様な就労を支援する。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	豊中しごとセンターにて、高齢者への職業紹介やシルバー人材センターの情報提供を行った。また、シニア層を対象に、フリーランスについて学ぶ「シニア向けフリーランス基礎講座」を実施した。
福祉事務所	継続	就労意欲があり就労可能と判断した被保護者に対して求職方法の助言や、就労支援事業の活用を助言した。

3-1-4 政策・方針の立案・決定過程参画に向けての人材育成の充実

3141

女性が市政に関心を持ち、積極的にかかわれるよう、女性の人材育成のための学習機会を提供する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	情報ライブラリーにおいて女性の政治参画に関する資料提供や展示を行った。（再掲）

3-1-5 エンパワーメントや男女共同参画推進に関するグループ・ネットワークづくり

3151

互いの力を高め合うため、共通の課題・目標を持つ個人のグループ化を支援する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	新規	男性の地域活動を支援する講座を、既存の男性グループの協力のもと実施した。
国際交流センター	継続	「子ども若者サポート事業」「相談サービス事業」内でグループ活動を展開している。
くらし支援課	継続	30代～40代の女性を対象とした転職カフェを実施した。
こども相談課	継続	前向きな子育てスキルを学ぶ場として「トリプルPグループ」を年2回(7回シリーズ)、トリプルPセミナーを年1回(3回シリーズ)で実施した。保護者同士が、子育ての悩みや問題を共有し、問題解決や自身の振り返りの機会をもてるよう努めている。
青少年交流文化館いぶき	継続	ダンスや音楽に取り組んでいる高校生年代グループを公募して各代表者が企画運営に関わり、それぞれのグループの発表のみならず、制作過程における出演者同士の交流や体験から学ぶことを大切にしたいイベントを創りあげてきました。

3152

男女共同参画社会の実現に貢献する団体・グループ等に対し、情報提供や助成を行い、交流を通じたネットワークの形成を図り、継続的な活動支援を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	助成金事業を実施し、団体・グループに対し継続的なサポートをするとともに、報告会を開催し、団体・グループの交流を図った。

3-1-6 エンパワメントのための学習機会・情報の提供とデジタル技術の利活用の推進・促進

3161

エンパワメントに向かうための気づきを促す学習機会・情報の提供を充実させ、各種相談業務との連携を強化する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	「母娘関係」グループ相談会を開催し、同じ悩みを抱える人の話を聴き、またご本人のことを話せる安心安全の場の提供と、各種相談業務を紹介した。

3162

デジタル技術の活用支援や各種講座等を通じて、市民の情報リテラシーの向上やデジタルデバイド（インターネットやパソコン等の情報通信技術の利用機会の格差）の是正・解消に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	新規	シングルマザー親子を対象に「プログラミング講座」を実施した。また再就職講座ではオプションでPC講座を実施した。
デジタル戦略課	拡充	市民向けのスマホ相談会やスマホ教室を開催した。
公民館	継続	スマートフォンの操作方法を学ぶ講座を実施した。

3-2 さまざまな困難を抱える人々への支援

3-2-1 生活上困難を抱える人々への支援【重点的に取り組む施策★10】

3211

ひとり親家庭の母子・父子が充実した生活を送ることができるよう住宅、就労、医療給付など、さまざまな支援を通してセーフティネットの充実を図る。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	離婚を考える女性やシングルマザーが生活に困ることのないよう社会制度の情報提供や助言をした。
くらし支援課	継続	地域就労支援センターによる就労相談や住居確保給付金の支給による支援を行った。
子育て給付課	継続	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療証の発行及び給付金の支給により、ひとり親家庭の経済的支援を行った。また、母子・父子自立支援員を配置して母子及び父子並びに寡婦の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供・相談指導を行った。母子父子福祉センターでは弁護士による法律相談、養育費等専門相談員による相談を行った。公正証書等作成費用補助や、養育費保証契約補助を行った。
住宅課	継続	母子・父子世帯について、抽選における当選確率を2倍とする優遇措置を行った。市営住宅の一部について、小学校就学前の子どもがいる世帯向けに、子育て世帯限定の募集を行った。

貧困状態にある世帯の子どもがおかれる状況をふまえ、多機関・多職種と連携しながら、切れめのない支援・子どもの貧困対策に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
こども政策課	継続	子どもの貧困対策計画に基づき、子どもの未来応援施策を推進した。
子育て給付課	継続	保育所等の入所入園やひとり親家庭の相談支援において、個々のケースに応じて、貧困の連鎖を防止する観点から関係機関と情報共有を行っている。
こども相談課	継続	貧困状態にある世帯の子どもを発見した場合は、要保護児童対策地域協議会において、教育や福祉関連の関係機関と情報や連携を行い、役割分担しながら子どもや家庭の支援を行うようにしている。
くらし支援課	継続	くらし再建パーソナルサポートセンターによる生活困窮者の支援を行った。また、若者支援総合相談窓口においても、相談者の状況に応じて関係機関と連携をしながら支援を行った。
国際交流センター	継続	「子どもサポート事業」「多言語相談サービス」関係者ならびに必要なに応じて他機関が連携して対応している。

3213

生活困窮者の自立に向けて、一人ひとりの生活課題をふまえ、専門機関などとの連携により適切な支援を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	くらし再建パーソナルサポートセンターによる生活困窮者の支援を行った。

3214

年齢、身体的機能、家族構成、就労経験などの理由により就労が実現できず、就職に向けた支援を必要とする人に、相談や各種講座、職業紹介などの支援を行う。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぴ	継続	情報提供を中心に、必要に応じてくらし支援課に繋ぎ支援をした。
くらし支援課	継続	地域就労支援センターによるくらしかん、労働会館での就労相談を行った。くらし再建パーソナルサポートセンターによる生活困窮者の支援を行った。
福祉事務所	継続	年齢性別に関係なく、就労の必要性がある被保護者に対して、求職にあたり有効な情報の提供や就労支援事業の活用を助言した。
子育て給付課	継続	母子・父子自立支援員により就労支援相談を行った。

3215

困難や生きづらさなどを有する若者が社会で生きる力を育むため、それぞれの状況に応じた段階的な支援に取り組む。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
くらし支援課	継続	社会的支援を要する若者の状況に応じて、助言、情報提供、関係機関の紹介等の支援のコディネートを行い、自立に向けた支援を行った。
青少年交流文化館いぶき	継続	社会支援を必要とする若者やその家族・支援者からの相談に応じ、支援につなげる「若者支援総合相談窓口」を実施しました。計102件の相談がありました。
国際交流センター	継続	「子どもサポート事業」「多言語相談サービス」関係者ならびに必要に応じて他機関が連携して対応している。
人権平和センター	継続	小中学生、高校生を対象にした学びの場等を提供し、自信や達成感を感じ、他者との交流を深めることができた（【豊中】学びの場づくり事業：100回、【螢池】学習クラブ事業：152回）

3-2-2 高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 【重点的に取り組む施策★11】

3221

高齢者や障害者、外国人等が安心して生活できるよう自立に向けた支援やサービス・制度等の提供を通して、セーフティネットの充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権平和センター	継続	高齢者向けや精神障害者向けの講座を実施し、誰もが身近な地域で安心して生活できるよう努め、生きがいづくりや健康づくりを推進した（人権文化まちづくり講座：12回・高齢者ふれあい事業：68回・世代間交流：13回）
国際交流センター	継続	「多言語相談サービス事業」において随時ケースワークを実施。
くらし支援課	継続	地域就労支援センターによる就労相談や居場所、企業内実習の実施や無料職業紹介所による面接会を実施した。 高齢者が働ける場を広げるため、事業所向けにシニア活用セミナーを実施した。
長寿安心課	継続	・窓口・電話での相談に応じ、必要なサービスを提供した。また、ケースに応じて関係課と連携し、横断的な体制のもと、必要なサービスに結びつけている。
障害福祉課	継続	障害者各々の目標に向け、安心して生活出来るようサービス提供を行った。
地域共生課	継続	各課と連携し、様々な課題に対応することのできる制度の充実に努めている。

3222

在住外国人に対して、ライフステージに応じた多言語による情報提供、相談支援・対応等の充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する情報を多言語で発信した。また、とよなか生活ガイドブックの改訂を行った。
国際交流センター	継続	「多言語相談サービス事業」において相談対応を継続。

3223

コミュニケーションや生活をより豊かにしていくため、識字教育の充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権平和センター	継続	豊中市教育委員会社会教育課と協働で、さまざまな理由で日本語の読み書きを十分に学ぶことができなかった人を対象に、毎週木曜日によみかき・きょうしつ・とよなか及び螢池識字教室を実施した（豊中：33回・螢池：33回）
国際交流センター	継続	「日本語交流活動」を実施。
社会教育課	継続	識字教室として人権平和センター豊中及び螢池で「識字教室」を、中央公民館で「学びの場」を実施しました。また市内日本語教室担当者の情報共有の場として「識字・日本語豊中連絡会」を開催しました。
公民館	継続	4公民館において日本語よみかき教室を実施した。

3224

L G B Tをはじめとする性的マイノリティが抱える課題の解決に向けて、大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度の周知や、当事者や家族などが気軽に相談できる環境づくりを推進する。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度について市のホームページにて周知を行っている。また今後も多様性を認めていく輪を広げていくため出前講座等を行っていく。
保健予防課	継続	こころの不調を抱える方の相談支援を行った。
こども相談課	継続	こども専用チャット相談などSNSの活用・こども総合相談窓口では、365日24時間、電話相談を受け付けている。

3225

ライフステージに応じたメンタルヘルスに関する取組みを推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
保健予防課	継続	豊中市メンタルヘルス計画における推進会議等の取組でメンタルヘルスに関する研修や講座、様々な媒体を用いて啓発等を行った。

3-2-3 人権侵害の相談・救済の充実

3231 男女共同参画を阻害する要因による人権の侵害に関わる相談対応を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	毎月2回実施する人権擁護委員による人権相談や、相談及び人権・平和啓発事業として一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会に委託し、人権平和センター豊中で、月・水・金曜日は人権相談、火・木・土曜日は生活相談を実施した。また、各月人権課題別相談を設定し、「部落問題・ハラスメント・虐待」について中心的に相談を受けつけた。 (人権相談：54件、生活相談：129件)
すてっぷ	継続	女性の生き方相談にてパワハラ、モラハラ、DVに関するお悩みやお困り事を相談を受け、必要に応じてDVCへ繋いだ。
国際交流センター	継続	「多言語相談サービス事業」において相談対応を継続。

3232 相談関連機関の相談員の研修を実施する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	相談担当職員が専門研修に参加するなどして専門知識を養った。関係施設にも研修情報を提供し、相談担当者のスキルアップの機会への参加を呼びかけた。

3233 人権侵害に関する相談関連機関の連携を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	毎月2回実施する人権擁護委員による人権相談や、相談及び人権・平和啓発事業として一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会に委託し、人権平和センター豊中で、月・水・金曜日は人権相談、火・木・土曜日は生活相談を実施した。また、各月人権課題別相談を設定し、「部落問題・ハラスメント・虐待」について中心的に相談を受けつけた。 (人権相談：54件、生活相談：129件)

3234

男女共同参画苦情処理制度によって、人権侵害の救済を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	男女共同参画苦情処理委員会を1回開催した。事前相談は延べ5件であった。相談時の傾聴及び主訴の確認、解決案の提示を行った。また、電話での相談に抵抗がある相談者も想定し、メールでの相談受付も引き続き実施した。

3-2-4 包括的な支援体制の構築・強化

3241

地域福祉に関する既存の会議体・ネットワークなどの見える化を進めるとともに、地域での支え合いやネットワーク等の充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
地域共生課	継続	社会福祉協議会と共同で地域福祉ネットワークを開催し、地域社会でのつながりを構築している。
長寿社会政策課	継続	生活支援サービス部会の開催により部会員・関係者の意見を聴き、生活支援コーディネーターによる「地域における支え合いの体制づくり」に取組みました。
障害福祉課	継続	ネットワーク会議等への積極的な参加を通じて、連携体制の強化を図りました。
子育て支援センターほっぺ	継続	地域福祉ネットワーク会議 こども部会の校区連絡会を実施した。
くらし支援課	継続	多機関協働推進会議や地域福祉ネットワーク会議に参加し、支援の質の向上に努めた。

3242

さまざまな困難を抱える人などを地域で孤立させないように、身近な地域での理解の促進や見守り活動などによる「気づき」を促進する。

主な所管・実施課	実施状況	
地域共生課	継続	安否確認ホットラインを通して、地域の「気づき」を聞き取り、必要に応じて安否確認を実施している。
人権政策課	継続	出前講座のテーマとして「性的マイノリティの人権問題について」「ハラスメントについて」等を設定し
すてっぷ	継続	生きづらさを感じている若年層の女性を対象に語り合いを軸にした居場所を隔月で実施した。

3243

当事者等が相談しやすい仕組みの検討・構築、相談に関する重層的なネットワークの構築・強化とともに、複合的な課題への対応に向けて総合相談体制の整備・強化に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
地域共生課	継続	複合的な課題を抱えた方については多機関連携会議を開催し、適切な支援の計画を検討している。
長寿安心課	継続	窓口・電話での相談に応じ、必要なサービスを提供した。また、昨年度から多機関連携会議を地域共生課で実施しており、当課のみでは解決できないケースについて、多機関と横断的に対応できる仕組みづくりの構築に努めている。
障害福祉課	継続	多機関連携への積極的な取り組みを通じて、総合相談体制を強化しました。
子育て支援センターほっぺ	継続	相談内容により適切な関係課や関係機関につなぎ、保護者の悩み・不安に寄り添った支援を行った。
くらし支援課	継続	必要に応じて関係機関との会議をもち、支援の質の向上のために研修に参加した。
福祉事務所	継続	被保護者の自立助長を進めるために関係機関等と顔の見える関係づくりに取り組んだ。

3-2-5 相談員の資質の向上

3251

性による差別と他の差別を複合的に受けているケースに対応する相談員、職員の資質の向上に向けた研修を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	庁内講師出前研修のテーマとして「セクシュアル・ハラスメントについて」を設定し、セクシュアル・ハラスメントを起こさないよう男女平等の意識を持つことや、処理事例、性的マイノリティの人へのセクシュアル・ハラスメント防止などを紹介している。複合的な課題を抱えた相談者は増加傾向にあり、より幅広い知識を担当課職員が身につける必要があるため、引き続きさまざまなテーマの研修を検討していく。
人事課	継続	庁内講師出前研修のテーマとして、「男女共同参画社会」や「セクシュアル・ハラスメント」を設定している。

3-3 生涯を通じた健康支援

3-3-1 女性の健康対策の推進

3311

からだと性に関する正しい情報提供を行い、互いの性を尊重し合うことができるよう啓発を進める。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぴ	拡充	市内小中学校を対象に「ジェンダー平等教育助成事業」（主に性教育）と「デートDV出前講座」を実施し、からだと性に関する正しい情報を提供した。
保健予防課	継続	HIV検査普及週間や世界エイズデーにあわせて、駅や駅前で横断幕や啓発ポスター掲示、ティッシュやカイロ等の啓発グッズの配布を行い、情報提供を行った。
母子保健課	継続	保健師や助産師による個別相談対応を行った。

3312

妊娠、周産期において妊産婦・乳幼児が健康を保持できるよう支援を行う。
また、不妊症（男性不妊を含む）や不育症への支援を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
母子保健課	拡充	妊産婦や乳幼児への健康相談や情報提供などを行った。母子健康手帳交付時には医療職による面接や社会福祉職による情報提供も実施。不妊症・不育症オンライン専門相談の開始。相談支援体制を継続。

3313

子宮頸がん検診、HPVワクチン、乳がん検診などの受診の周知を行うとともに、女性特有の心身の健康問題などに関する相談支援、正しい知識などの啓発や情報提供を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
健康政策課	継続	母子手帳交付時に、子宮がん・乳がん検診チラシを配布。SNSで周知。8月に受診勧奨ハガキを送付。引き続き行う予定。
保健予防課	拡充	HPVワクチン積極的勧奨再開にあたり、定期接種対象者及びキャッチアップ接種対象者（積極的勧奨差控期間の定期接種対象者）に個別通知を実施した。
市立豊中病院総務課	継続	異性には話しにくい女性特有の様々な症状について相談を受ける女性相談を予約制で無料で実施している。
市立豊中病院医事課	継続	異性には話しにくい女性特有の様々な症状について相談を受ける女性相談を予約制で無料で実施している。

3-3-2 一人ひとりの健康づくりの支援

3321

健康づくりに関する意識啓発や定期的な健康診査の受診勧奨などを通じて、市民の主体的な健康づくりを促進する。

主な所管・実施課	実施状況	
健康政策課	継続	国保加入者、転入者にチラシ配布。SNSで周知。8月に受診勧奨はがき送付。引き続き行う予定。追加で未受診者アンケート実施予定。

3322

ライフステージに応じたメンタルヘルスに関する取組みを推進する。
(再掲)

主な所管・実施課	実施状況	
保健予防課	継続	豊中市メンタルヘルス計画における推進会議等の取組でメンタルヘルスに関する研修や講座、様々な媒体を用いて啓発等を行った。

3-4 防災・災害対応時における男女共同参画の推進

3-4-1 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対応の推進

3411

地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程および防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制づくりを進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	大規模災害時に、女性の視点を持った支援ができるよう、地域防災計画にも掲載されている避難所運営時の部屋割りや女性用品の備蓄、性的マイノリティへの配慮について提言を行っている。今後も人権研修の機会に女性視点の防災意識向上の意義を伝えていく。
危機管理課	継続	防災関係審議会の女性委員割合向上のため女性の登用を行った。

3412

地域防災活動などに女性の視点を反映すること、そのために女性の参画が必要であることなどについて、自主防災組織や防災関係者への情報提供・啓発を実施する。

主な所管・実施課	実施状況	
危機管理課	継続	自主防災への取組みを行う上で、女性の参加や意見を取り入れるよう地域住民へ促した。

3413

男女共同参画の視点をふまえた地域住民主体による自主防災活動や要配慮者に対する取組みなどを支援する。

主な所管・実施課	実施状況	
危機管理課	継続	男女共同参画の視点もふまえて、防災への取組みを促すための出前講座等を実施した。

3414

災害時の指定避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点または性的マイノリティに配慮する視点等をふまえた運営を努める。

主な所管・実施課	実施状況	
危機管理課	継続	避難所開設訓練を行う上で、女性の参加や意見を取り入れるよう地域住民へ促した。

3415

災害時における女性の悩み・暴力に関する相談サービスを提供する。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	継続	女性の生き方相談にてパワハラ、モラハラ、暴力に関するお悩みやお困り事を相談を受け、必要に応じてDVCへ繋いだ。

基本目標4 あらゆる暴力を根絶する

4-1 DVを許さない社会づくり

4-1-1 DV防止に関する啓発と早期発見に向けた支援 【重点的に取り組む施策★12】

4111

市民一人ひとりがDVとは何か（DVにあたる行為とは何か）を認識し、DVの防止策・対応策などについての理解を深めることができるよう、多様な広報媒体の活用や講座等の開催による普及・啓発に取り組む。また、あらゆる世代への効果的な啓発手段・手法を検討する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に豊中パープルリボンプロジェクトを実施し、啓発文を入れたウェットティッシュ、ちらし、リーフレットの配布を行った。同期間にパネル展も実施しDV等に関する啓発を行った。中学生にはデートDVについての出前授業を行い若年層への啓発にも努めている。小・中学生用ジェンダー平等教育啓発教材「With you」を作成し、早期からの教育・啓発にも努めている。
すてっぷ	拡充	・世界中で踊られている暴力防止がテーマのBTCダンス（Break the Chain 鎖を断ち切れ）の講座を実施し、修了生による発表と動画配信を行った。 ・情報事業と相談事業が連携し、関連動画やデートDV防止のためのパネル展示とDV防止パネル展示を同時開催した。
広報戦略課	継続	広報誌や市HPで、各部局・各課が開催する啓発イベント等の取り組みを発信している。
読書振興課	継続	子育て・DV関連資料や「検索ナビ」（資料・情報案内リーフレット）を通じた情報提供に努めた。岡町図書館では児童養護施設に協力し、里親制度・児童養護施設についてのパネル展と関連資料の展示を実施したほか、すてっぷと連携して、ヤングアダルト世代に向けた展示『男女共同参画週間連携展示「なりたい自分」になろう』を実施した。

4112

交際相手などからの暴力（デートDV）の防止に向けて、市内中学校への出前講座や若年層を対象としたデートDVセミナーを実施するとともに、ホームページやSNSなど多様な媒体を活用したDVやデートDVの防止に向けた啓発に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	中学生を対象としたデート「DV防止出前講座」を実施し若い世代に対するデートDV予防啓発の拡充、教育・学習を図った。
すてっぷ	拡充	・中学校対象にデートDV防止のすてっぷオリジナルプログラムを希望する市内中学校で実施した。 ・情報事業と相談事業が連携し、関連動画やデートDV防止のためのパネル展示とDV防止パネル展示を同時開催した。（再掲）

4113

学校や保育施設などにおける人権教育、人権保育を通して、お互いの人権を尊重し、暴力によらない問題の解決方法を身につけられるよう、ジェンダー平等教育の推進を図るための体制を整備する。また、教職員や保育士、保護者などを対象とした研修・啓発に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	小・中学生用ジェンダー平等教育啓発教材「With you」を作成し子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性を生かしながら将来像を描きそれを達成するために行動できる力を養う。
こども事業課	継続	公立こども園において、園内の幼児教育アドバイザーが中心となり人権研修や公開保育を行い、職員一人一人が自分の価値観と向き合い、人権教育・保育の実践に繋げている。年度末にはこども園自己評価を行い園としての振り返りを行っている。
学校教育課	継続	人権教育啓発推進事業等を通じて、教職員を対象とした研修を推進した。

4114

出前講座や啓発物の配布などを通して、自治会や民生委員・児童委員、PTA、保護者会、事業所などへのDVに関する周知・啓発に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のパネル展を通して啓発を行った。今後も引き続き地域・事業者への直接的な啓発を行っていく。
産業振興課	継続	豊中企業人権啓発推進員協議会の会員へ向けた周知・啓発の方法を検討した。
コミュニティ政策課	継続	チラシ等の配布を通して、自治会への広報・啓発に努めています。
地域共生課	継続	研修や啓発物の配布などを通して、民生委員・児童委員等への啓発に努めた。
障害福祉課	継続	パンフレット等の配布を通して、市民、事業所などへの広報・啓発に努めた。
長寿安心課	継続	高齢部会等の場で高齢者虐待の概要等について、地域住民や事業所への啓発を行った。
こども事業課	継続	関係機関からのパンフレットやチラシを掲示・配布し、保護者や地域の方への広報や啓発に努めている。また、子どものつばやき展やお便り、学級懇談、子ども健やか育みフォーラム等を通して、ともに考える機会を持ち啓発に努めている。

4115

情報の多言語化や外国人向けのセミナーの開催、関連情報の点字化や、障害者施設へのリーフレットの設置等、DVに関する情報が幅広く行き渡るよう、情報のバリアフリー化に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
国際交流センター	継続	多言語での情報発信を継続して実施。
障害福祉課	継続	パンフレットを配架し、代読など必要な配慮を行っている。

4116

医療関係者や福祉関係者等に対し、DV防止ネットワーク会議などを通して、「配偶者暴力防止法」に基づく通報の趣旨や市施策等を周知し、被害者の早期発見、支援に結びつける。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV防止ネットワーク会議で配偶者暴力防止法に基づく通報等の周知を行った。今後も会議や研修等を通して周知を広めていく。

4117

市立病院内において、職員に「配偶者暴力防止法」に基づく通報の趣旨を徹底し、被害者に対して相談窓口や緊急連絡先等、利用できる関係機関を紹介する等の情報提供に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
市立豊中病院医事課	廃止	病院総務課にて実施
市立豊中病院病院総務課	継続	病院内の目につきやすい場所にDV相談室のリーフレットを配架し、幅広い年齢層に窓口の周知をおこなった。

4118

加害者を対象とした更生のための施策等、DVの防止に向けた取組みについては、国や大阪府などにおける調査研究の情報収集に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	大阪府女性相談センターを通して情報収集を行った。今後も情報収集に努める。

4119

配偶者暴力相談支援センターについて、多様な媒体を活用し、市民への周知を図るとともに、機能の向上に向けて取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	平成29年10月に配偶者暴力相談支援センターを設置。業務内容や時間等について、広報誌、市のホームページへの掲載、リーフレット、カードを作成し、市民をはじめ関係各課関係機関への周知を行った。

4-2 相談体制の充実

4-2-1 安心して相談できる体制づくり【重点的に取り組む施策★13】

4211

配偶者暴力相談支援センターや「すてっぷ相談室」、警察などのさまざまな相談窓口について、被害者や被害者の身近な人にとってより相談しやすい窓口となり、相談することへの抵抗をなくすような理解を広めるよう、効果的な周知や情報発信に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	配偶者暴力相談支援センターの業務内容や時間等について、広報誌や市のホームページに掲載している。リーフレット、カードを作成し市民をはじめ各関係機関への周知を行った。
すてっぷ	継続	DV被害者からの相談については、ご本人の状況がDV被害であることを説明した上で、DVCが安心な機関であることを案内した。
国際交流センター	継続	「多言語相談サービス事業」においてニーズに応じて個別に相談員が対応している。
広報戦略課	継続	市HPなど、市が所管するのメディアにより、各部局・各課の取り組みなどを発信している。
地域共生課	継続	福祉なんでも相談窓口について、広報誌やHPを通して周知活動を行った。
障害福祉課	継続	様々な機会を通じて、窓口の周知を実施した。
長寿安心課	継続	窓口や電話対応で、必要に応じて周知化を図っている。
母子保健課	継続	個別相談において、必要な人に、リーフレットや相談窓口などの情報提供を行った。
こども相談課	継続	こども総合相談窓口の電話相談、子育て心の悩み相談などの相談場面や家庭訪問した際などでDVの相談を受けた場合には、リーフレットや相談窓口の案内を行っている。
子育て給付課	継続	ひとり親家庭のしおり等を通じて、相談窓口の周知に努め、DV相談があった場合は、人権政策課と連携し業務を行った。
市立豊中病院医事課	継続	病院内の目につきやすい場所に通報義務等の啓発ポスターを掲示し、幅広い年齢層に通報の周知をおこなった。
市立豊中病院病院総務課	継続	病院内の目につきやすい場所に通報義務等の啓発ポスターを掲示し、幅広い年齢層に通報の周知をおこなった。

あらゆる人が相談しやすい環境づくりに向けて、SNSやオンラインなど、多様なコミュニケーションツールを活用した相談支援に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	デジタルサイネージや「女性のこころ・からだ・いのちを守るネットワークとよなか」のメーリングリストを活用しあらゆる人が相談しやすい環境づくりに努めている。
すてっぷ	継続	労働相談ではオンライン面接を設定しているものの、SNSはシステム面で個人情報保護等の問題がクリアできていないため実施に至っていない。
国際交流センター	継続	FacebookやLINE,Zoomを活用した相談を継続している。
広報戦略課	継続	DVに係る相談が寄せられた場合、「すてっぷ相談室」や配偶者暴力相談支援センターを案内したり、緊急を要する案件は関係機関につないだりしている。また、DV防止ネットワーク会議での情報などを課内で周知・共有している。
障害福祉課	継続	引き続き様々な媒体を使用し、相談支援に取り組みました。
健康政策課	継続	相談支援等に関する情報を市保健所Instagram・ツイッターなどのSNSで発信し、市民への啓発を図りました。
こども相談課	継続	こども専用チャット相談などSNSの活用。こども総合相談窓口・こども専用フリーダイヤルにおいて365日24時間、18歳になるまでの子どもと家庭にかかわる様々な相談を受け、問題解決に向けて一緒に考えたり、専門の相談窓口を紹介したりしている。
デジタル戦略課	継続	オンライン予約やオンライン相談環境を整備した。

4213

被害者が、障害者、高齢者、外国人などであることによって支援を受けにくいということにならないよう、障害福祉センターひまわり、とよなか国際交流センター、すてっぷをはじめ、関係部局や関係機関と連携しながら、情報提供、相談体制の充実に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者が外国人である場合、支援に関する制度や手続きなどの説明に通訳者を介して説明を行った。被害者の状態に応じて、対応できる施設が異なってくるため、その都度大阪府や関係部局と連携しながら適切な保護を行った。
すてっぷ	継続	女性のための生き方相談では、相談内容で関係機関と連携が必要な場合は、情報提供等の連携をした。
国際交流センター	継続	状況に応じて他機関連携を実施している。
人権平和センター	継続	人権平和センター豊中では人権相談・総合生活相談を実施しており、各関係機関と連携し、情報提供や専門機関の支援に繋げることができた（人権相談：54件・総合生活相談：132件）
障害福祉課	継続	手話・筆談・ゆっくり話す等特性に応じた配慮を実施した。
長寿安心課	継続	窓口や電話対応で、必要に応じて周知化を図っている。

4214

被害者の早期発見・早期対応と、複合・多様化するケースに対応するため、地域や関係機関と連携した分野横断的な相談支援体制を構築するとともに、各種会議等において、情報の管理・共有を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV防止ネットワーク会議で地域や関係機関との連携の重要性について周知した。今後も会議や研修等を通して周知を広めていく。

D V相談の内容の複雑化や深刻化をふまえ、相談業務や関連業務等に係る職員向けに、D Vの早期発見により被害を最小限に防ぐことや、D Vの理解不足から被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つく二次被害の防止などについての、情報提供や研修に取り組む。また、相談担当者の二次受傷やバーンアウトの対応等、職員のセルフケアの観点をふまえた研修の機会および情報の提供に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	担当職員が大阪府の実施する専門研修に参加するなどして専門知識を養った。関係施設にも研修情報を提供し、相談担当者のスキルアップの機会への参加を呼びかけた。DV防止ネットワーク会議実担当者会義でのケース検討会議や研修を通じて相談担当者等の資質向上や研修の機会を提供する。
すてっぷ	継続	オンデマンド研修の受講や、SVを実施しスーパーバイザーからの助言をいただき相談担当者の二次受傷やバーンアウトの対応をした。
くらし支援課	継続	支援調整会議において、事例をもとにDV支援についての情報共有を職員全体で行った。
地域共生課	継続	福祉行政職員の相談対応能力向上を図るため、各種職員研修を実施した。
福祉事務所	継続	研修会等に参加することで理解を深め、関係機関と情報共有を行い対応した。
障害福祉課	継続	研修などに積極的に参加した。
長寿安心課	継続	昨年度から地域共生課で実施している多機関連携会議にて困難事例について、関係機関で情報共有と連携して対応に努めている。
保健予防課	継続	相談対応の際、係内ケース検討を行い、情報共有し関係機関と連携しながら支援を行った。支援者向けにメンタルヘルスに関する講座を実施した。
母子保健課	継続	相談対応の研修参加や、相談対応時に適切な対応を行うため、ケース検討や連携機関についての情報共有を行った。
こども相談課	継続	毎年、大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修に参加し、DV対応に関する研修を受講し、相談担当者の資質向上を図っている。
子育て給付課	継続	相談担当者に対し適宜研修等の情報提供を行い、受講した。検討課題があれば適宜ケース会議等開催し、情報共有した。
学務保健課	継続	対応した職員が作成する「対応記録」を活用し、課内や係内で共通認識を持つようにしている。
児童生徒課	継続	相談対応時に迅速かつ適切な対応を行うため、係内でケース検討や連携機関についての情報共有や研修を行った。

4216

配偶者暴力相談支援センターについて、多様な媒体を活用し、市民への周知を図るとともに、機能の向上に向けて取り組む。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	平成29年10月に配偶者暴力相談支援センターを設置。業務内容や時間等について、広報誌、市のホームページへの掲載、リーフレット、カードを作成し、市民をはじめ関係各課関係機関への周知を行った。

4-3 DV被害者の保護および自立支援

4-3-1 緊急時における安全の確保

4311

緊急に被害者の保護が必要となった場合、安全で安心して保護を受けられるよう、大阪府の女性相談センターや警察、消防などの関係機関と連携しながら、必要に応じて同行支援も行い、大阪府の一時保護につなぐ。また、状況に応じて、緊急の宿泊費や交通費、食費が必要な場合に、本市の助成制度を活用する。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	緊急に保護が必要になった被害者が安心して保護を受けられるよう、大阪府の女性相談センターや警察と連携しながら同行支援を行い一時保護につないだ。
消防局救急救命課	継続	消防局では救急活動時において、DVによる負傷が疑われる傷病者等へは、DV相談案内カードの配布を行うとともに、職員間において事案にかかる情報共有を徹底し、市担当部局及び警察への連絡を行っている。

4312

被害者や同伴する家族（子や親など）の状況に応じて、一時保護以外でも対応できるよう、必要に応じてケース検討会議を開催し、高齢者福祉施設や母子生活支援施設などの避難場所を提供できるよう、施設との協力・連携の強化に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	必要に応じてケース検討会議を日頃より開催し関係機関との情報共有を密にすることで、同伴家族のいる世帯が、安全、安心だと思える適切な施設に入所できるように努める。
長寿安心課	継続	相談時において、必要と思われる情報や施策、制度については説明を行い、資料提供を行った。
子育て給付課	継続	被害者の事情を細かく聞きとり、ケース会議等で課内検討し、母子生活支援施設に入所措置を行った。

4313

緊急時の相談から一時保護中のサポート、関係部局や関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援など、被害者の自立に向けて適切な支援を行うため、専門的な知識を持つ専門相談員の設置による支援体制の整備・充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV相談専属の相談員を配置し、緊急時の相談をはじめ、関係課や関係機関との連携や同行支援、被害者の自立にむけての適切な助言を行った。

4314

被害者が障害者や外国人の場合、一時保護中や自立支援の際に、必要に応じて手話通訳者や外国語通訳者を派遣できる体制の整備・充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	外国人のDV 被害者から相談があれば、必要に応じて庁内各課における手続きの同行支援に外国人の通訳を派遣する体制を整備している。
国際交流センター	継続	状況に応じて通訳者の同行、通訳支援を行っている。
障害福祉課	継続	手話・筆談・ゆっくり話す等特性に応じた配慮を実施した。

4315

生活のためのさまざまな施策をはじめ、制度の狭間にいる被害者への生活費等の貸付や給付制度等の支援、それらの支援に関する窓口や手続きなどについて情報提供を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV防止ネットワーク会議を通じて関係課や関係機関に周知を行っている。
すてっぷ	継続	主にメンタル面を支援し、具体的な生活費の貸付けや給付については情報提供を行った。
福祉事務所	継続	制度の周知に努め、関係機関の情報や連絡先等の資料を提供した。

4-3-2 自立支援の充実

4321

複数の窓口でDVに関する辛い経験を説明する機会を最小限に抑えることで被害者の精神的負担を軽減するため、相談内容や希望する支援の内容を記入する「豊中市DV被害者支援相談共通様式」の活用や関係機関の窓口連携によるワンストップサービスの推進および充実を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者の精神的な負担を軽減するため、また、安心して市民サービスを受けられるよう、同行支援や各課におけるサービスの紹介を行っている。
すてっぷ	継続	適切なインテークを行い、相談の状況に応じて速やかにDVCなどの関係機関を案内した。
国際交流センター	継続	共通様式は継続して使用し、状況に応じて会議などを通じた連携を実施。
くらし支援課	継続	生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の仕組みを活用し、関係機関での情報や支援方針の共有を図った。
市民課	継続	支援措置対象者と同行、または、事前に電話連絡をすることで関係課へ引継ぎを行い、被害者の精神的負担を軽減した。
福祉事務所	継続	本人への同意を得た上で、直接関係機関へ情報提供を行い、本人負担の軽減を図った。
障害福祉課	継続	関係機関との連携を密にし、対応を実施した。
長寿安心課	継続	被害者の精神的負担の軽減から相談内容を記録し、関係機関連携の際に情報提供している。
母子保健課	継続	市民対応するにあたり、必要な場合、本人同意のもと、直接関係機関への情報提供をおこない、本人負担の軽減を行った。
こども相談課	継続	「豊中市DV被害者支援相談共通様式」については、現時点での活用はできていないが、被害者の精神的負担を軽減するため、被害者の同意を得た上で、関係機関との連携時には、きめ細かな対応を図っている。
子育て給付課	継続	DV相談があった場合は、人権政策課や母子保健課（保健センター）と連携し対応を行った。
学務保健課	継続	DVに関する相談には人権政策課等関係機関と連携しながら対応している。

4322

「支援措置対象者の情報管理に関する指針」に基づき、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う関係部局との連携を通じて、適正な個人情報の管理を徹底して行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV被害者や同伴家族の住民基本台帳の閲覧制限に関して、被害者に関する情報管理の徹底を図りながら意見付与を行った。今後も住民基本台帳からの情報に基づく事務においては、被害者の個人情報管理について適正に取扱いながら、関係部局と連携し、被害者の生活再建が安全かつ安心して行えるよう、引き続き努めていく。
法務・コンプライアンス課	継続	「支援措置対象者の情報管理に関する指針」及び「豊中市個人情報保護条例」等に基づき、支援措置対象者の個人情報の適正な管理に努めた。
税務管理課	継続	市税に係るすべての証明書について、住民基本台帳事務における支援措置対象者及び同措置相談者に対しては、原則、納税義務者本人以外からの請求による発行を行わない。 また、税務担当各課内では、上記該当者について、システム上で注意喚起を行い、課税や納税状況等の照会の際に、より慎重な対応を行った。
市民課	継続	庁内の関係各課と連携した支援を行った。
選挙管理委員会事務局	継続	引き続きDV等の被害者の情報を閲覧させないよう配慮するなど適正な個人情報の管理を行う。

4323

被害者の安全確保の観点から、被害者に対し、住民票の写しの発行制限に関する情報の提供を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者の安全確保のため、住民基本台帳の閲覧制限や本人通知制度に関しての情報提供を行っている。今後も被害者の安全確保のために情報提供に努める。
すてっぷ	継続	被害者の安全確保を第一に考え、住基支援の情報の提供をした。
市民課	継続	DV、ストーカー行為、児童虐待、その他これらに準ずる行為等の被害者の保護のために、住民基本台帳事務における支援措置を行った。

生活支援や就労支援、住宅の確保、医療保険、年金、生活保護、子どもの保育、就学など、自立に向けて必要な制度、窓口、手続き等について情報提供を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、豊中市生活応援臨時給付金、価格高騰緊急支援給付金について、DV等を理由に避難している方に周知を行った。被害者が地域で安心して生活ができるように必要な手続きについて、情報提供や各課への同行を通して支援を行っている。
すてっぷ	継続	社会制度や法律について情報提供をし、必要に応じてすてっぷの各種相談を案内した。
国際交流センター	継続	個別の状況に応じて情報提供、ケースワークを実施している。
人権平和センター	継続	人権平和センター豊中では人権相談・総合生活相談を実施しており、生活に関する問い合わせが多いため、随時情報提供を行った。相談が困難な高齢者等には家庭訪問にて手続き支援を行った（人権相談：54件・総合生活相談：132件）
くらし支援課	継続	地域就労支援センターとくらし再建パーソナルサポートセンターにおいて、就労相談や住居確保給付金の支給による支援を行った。
福祉事務所	継続	相談時において、必要と考えられる制度や情報については説明を行い、資料提供を行った。
長寿安心課	継続	一時保護先から自立に向けて高齢者向け住宅等の情報提供等の支援を行った。
保険資格課	継続	本人からDVを受けていたと申し出があった場合やDVが想定される相談に関して、相談者の安全確保及び秘密の保持に十分な配慮をしながら受付を行った。
子育て給付課	継続	保育所等の入所入園やひとり親家庭の相談支援において、個々のケースに応じて、住宅や健康保険、年金、生活保護などの情報提供を行っている。
住宅課	継続	配偶者等からDVを受けている方について、母子・父子世帯または単身者として申込みできるものとして市営住宅入居者募集を行った。（ただし、入居資格審査時に要件を満たすことが確認できるものを提出いただくことが必要）
学務保健課	継続	相談内容により、必要があれば他課へ繋いでいる。

4325

一時保護所等を退所する被害者が住宅を確保できるまでの間、一時的に利用できる住宅（ステップハウス）について、調査・検討、支援団体への働きかけを行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者は自立支援を円滑に進め、避難してきた被害者が生活支援を再建できるよう、一時的な自立支援施設であるステップハウスや関連施設の拡充、施設運営のための補助制度の確立を前年度に引き続き大阪府へ要望した。

4326

緊急時の相談から一時保護中のサポート、関係部局や関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援など、被害者の自立に向けて適切な支援を行うため、専門的な知識を持つ専門相談員の設置による支援体制の整備・充実を図る。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	DV相談専属の相談員を配置し、緊急時の相談をはじめ、関係課や関係機関との連携や同行支援、被害者の自立にむけての適切な助言を行った。

4327

信頼関係にあるべき配偶者等からの暴力により、心に傷を負った被害者が心理的な安定を取り戻すには、加害者の元から避難した後も一定の期間を経る必要があることから、被害者が身近な場所で相談など心のサポートを受けながら地域での生活を送れるよう、長期的に切れ目のない支援を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	長期的なサポートが必要と思われるケースについては、DVCと連携しながら対応した。
すてっぷ	継続	定期的に面談を設け、近況の把握と精神面のサポートを行った。
国際交流センター	継続	多言語相談サービス事業において対応。

4328

被害者が障害者や外国人の場合、一時保護中や自立支援の際に、必要に応じて手話通訳者や外国語通訳者を派遣できる体制の整備・充実を図る。（再掲）

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	外国人のDV 被害者から相談があれば、必要に応じて庁内各課における手続きの同行支援に外国人の通訳を派遣する体制を整備している。
国際交流センター	継続	多言語スタッフを配置しており、必要に応じて母語での対応を可能としている。
障害福祉課	継続	手話・筆談・ゆっくり話す等特性に応じた配慮を実施した。

4329

自らの体験等を語り合い、気持ちを分かち合うための交流できるグループの場づくり、グループ活動のサポートを行う。

主な所管・実施課	実施状況	
すてっぷ	—	DV被害は多岐に渡るケースが多く、被害者の精神面のダメージも大きいことから慎重に検討が必要だと考える。

43210

面前DV等により被害を受けた子どもを支援するため、子どもに関する相談窓口の情報提供などを行い、子どものメンタルケアの実施を図っていく。また、子どもの転校先や居住地等の情報について、厳重に取り扱い、子どもを暴力の危険にさらすことのないよう、教育関係機関との連携を強化する。

主な所管・実施課	実施状況	
こども相談課	継続	24時間相談できる「こども総合相談窓口」や「こども専用フリーダイヤル」の情報提供を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の中において、厳重に情報を管理し、教育や福祉などの機関と情報共有や連携を行って子どもの安全確保に努めている。
子育て給付課	継続	保育所等の入所入園やひとり親家庭の相談支援において、個々のケースに応じて、子どもの情報について厳重に取り扱い、教育関係機関と情報共有を行っている。
学務保健課	継続	相談を受けた際、就学校に事前に情報提供している。
児童生徒課	継続	子どもの心のケアについて、カウンセリングなどの面接を継続的に行った。また、保護者には、子どもへの関わり方や心理教育などの相談を継続的に行った。また情報提供などの支援も行った。

43211

被害者の同伴家族に障害がある場合や高齢者の場合には、対応できる施設の紹介や利用できる制度の情報を提供するほか、必要に応じて手話通訳者を派遣できる体制の整備を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	被害者が障害者や高齢者である場合、被害者の状態に応じて、対応できる施設が異なってくるため、その都度大阪府や関係部局と連携しながら適切な保護を行った。
国際交流センター	継続	多言語相談サービス事業において対応。
障害福祉課	継続	それぞれの状況に応じた必要な配慮を実施した。
長寿安心課	継続	同伴家族が高齢者の場合には対応できる施設や利用できる制度の情報を提供した。
子育て給付課	継続	保育所等の入所入園やひとり親家庭の相談支援において、個々のケースに応じて、障害や高齢の家族に配慮し、関係機関情報共有を行っている。

43212

被害者のなかには、異性に対する恐怖心がぬぐえない人もいるため、被害者が要望する場合、同性の担当者が同席する等、適切な対応を行う。また、担当者の不適切な対応によって被害者がさらに傷つく二次被害を防止するため、必要に応じて専門相談員による同行支援に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	男性被害者の場合、女性の相談員となることを丁寧に説明したうえで相談業務にあたっている。二次被害を防ぐためにも職員が専門研修に参加するなどして専門知識を養った。今後も引き続き相談担当者の資質の向上に努める。
くらし支援課	継続	相談者の状況に応じて同性の相談員が対応を行ったり、関係機関への手続きの際に、必要に応じて同行支援を行った。
福祉事務所	継続	相談者の状況に応じて、同性の相談員が対応を行う等、臨機応変な対応に努めた。
障害福祉課	継続	DV被害者の情報漏れを防ぐため、ケースファイルやシステム上で注意喚起が伝わりやすい仕組みを作り、職員間で共有。適正な個人情報の管理を行った。
長寿安心課	継続	被害者の中には、書類の読み書きが困難な人もいるため、手続の際には書類の内容を読み上げて説明する等の適切な対応を行っている。
こども相談課	継続	被害者の精神的負担を軽減するため、同性対応を基本としながら、被害者の同意を得た上で、担当課との連携時には、きめ細かな対応を図っている。
子育て給付課	継続	保育所等の入所入園やひとり親家庭の相談支援において、個々のケースに応じて、二次被害を防止する観点から関係機関と情報共有を行っている。
学務保健課	継続	学校間の引継ぎ等に係る書類について、保護者と学校を通さず市教委間でやり取りしている。

4-4 関係機関等との連携・協力

4-4-1 関係機関・民間団体等との連携・協力

4411

DV防止ネットワーク会議やケース検討会議の充実を図り、被害者にとって迅速かつ適切な支援の提供や、被害者支援に関する情報の共有と課題の解決に向けて、顔の見える横の結びつきをより深めていく。

主な所管・実施課	実施状況	
DV防止ネットワーク会議の構成課	継続	DV防止ネットワーク会議及び同実務担当者会議の場にて、各部局や関係機関で被害者支援について考える機会を設定し、より良い支援のあり方を考えた。

4412

他の自治体から豊中市に被害者を受け入れる際、被害者本人の同意を得たうえで、自治体や配偶者暴力相談支援センターと情報を共有することは、被害者が適切な行政サービスを受け、スムーズに自立していくために有効であるため、情報管理に十分留意しながら、今後とも関係機関との連携を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	他の自治体から被害者を受け入れる際、本人の同意を得たうえで被害者の情報を共有したり、顔合わせを行う等している。今後も情報管理に留意しながら関係機関との連携を図る。
福祉事務所	継続	事前相談や情報共有に努め、被害者の安心・安全と自立へ向けた支援に努めた。

4413

被害者の支援が円滑に行えるよう、大阪府と府内の市町村で構成する「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や「北摂ブロック男女共同参画施策担当課職員連絡協議会」に参加し、情報の収集や交換を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や「北摂ブロック男女共同参画施策担当課職員連絡協議会」に出席し情報交換や情報収集を行い、今後も支援に繋がるように努めた。

4414

被害者への支援やDVに関する周知・啓発などは、公的機関だけで対応できるものではないため、DV問題、被害者支援などに取り組んでいる民間団体や地域の事業所との連携を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	デジタルサイネージや「女性のこころ・からだ・いのちを守るネットワークとよなか」のメーリングリストを活用しあらゆる人が相談しやすい環境づくりに努めた。
すてっぷ	継続	DVについてパープルリボンの催しやパネル展を通して周知・啓発を行った。
国際交流センター	継続	状況に応じて他機関連携を実施している。
障害福祉課	継続	民間団体が参加する様々な会議等を通じて、窓口の周知などの啓発を実施した。
長寿安心課	継続	医療機関や介護サービス事業所と連携して対応している。

4415

児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者について、適切な保護が行われるよう、児童相談所をはじめとする関係機関との連携・協力を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
こども相談課	継続	児童福祉法25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク：行政・民間の22団体・機関で構成）の中において、大阪府子ども家庭センターや医療機関、教育、福祉などとも情報共有や連携を行い、DV被害者に適切な保護が行われるようにしている。
人権政策課	継続	被害者も子どもも安全で安心した場所で生活できるように児童相談所や子ども関係部局と連携を取りながら支援を行った。
子育て給付課	継続	保育所等の入所入園やひとり親家庭の相談支援において、個々のケースに応じて、適切な保護を実施する観点から関係機関と情報共有を行っている。

4-5 あらゆる性暴力への対策の推進

4-5-1 セクシュアル・ハラスメント防止および被害者支援

4511

雇用におけるセクシュアル・ハラスメントの防止促進と被害者への支援を行うとともに、テレワークやオンラインの場における新たなセクシュアル・ハラスメントについての周知・啓発を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	男女共同参画苦情処理委員会を1回開催した。事前相談は延べ5件であったが、雇用におけるセクシュアル・ハラスメントの相談はなかった。
すてっぴ	—	コロナ禍以降のテレワークやオンラインにおける雇用の場の問題に関する周知・啓発は今後の課題。
くらし支援課	継続	勤労者ニュースNo.64において、男女共同参画苦情処理制度について紹介し、周知を図った。

4512

教育、保育・療育機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けて、セクシュアル・ハラスメントに関する研修の実施やポスターやチラシ等による啓発を実施する。

主な所管・実施課	実施状況	
公立こども園子育て支援センター	継続	関係機関からのパンフレットやチラシを掲示・配布し、広報や啓発に努めている。
児童発達支援センター	継続	人権研修にてセクシュアル・ハラスメントに関する研修を行った。また、ポスターやチラシを掲示し啓発に努めた。
こども事業課	継続	関係機関からのパンフレットやチラシを掲示・配布し、広報や啓発に努めている。
学校教育課	継続	学校に対して、セクシャルハラスメントの防止に関する伝達を行い、防止に向けた啓発を促した。
青少年交流文化館いぶき	継続	ポスター・チラシを掲示・配架し、セクシャルハラスメント防止を呼びかけました。
教職員課	継続	各小中学校におけるセクシャル・ハラスメント防止にかかる校内研修実施及び相談窓口設置を呼びかけ、セクシャル・ハラスメント防止推進を継続している。
教育センター	継続	セクシュアル・ハラスメント防止に関するリーフレットやカードを配架し、来所する教職員にむけて啓発を行った。

4513

地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、セクシュアル・ハラスメントに関する出前講座等を実施するとともに、被害者が相談しやすい機会づくりを進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	地域の事業所や地域団体などへ、出前講座として、「ハラスメントについて」をテーマに、セクシュアル・ハラスメントについて取りあげた。セクシュアル・ハラスメントを身近な問題と認識し、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を出前講座を通して、継続的に取り組んでいく。
すてっぷ	継続	・情報ライブラリー所蔵資料のテーマ展示とブックリストで情報提供を行った。（タイトル：「職場のハラスメント撲滅月間！」）。 ・労働相談や法律相談を利用しやすいよう、土曜日や夜間の相談を実施した。

4514

市役所におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、セクシュアル・ハラスメントについての研修等を実施するとともに、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を設置し、周知に努める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	・庁内講師出前研修のテーマとして「セクシュアル・ハラスメントについて」を設定し、セクシュアル・ハラスメントを起こさないよう男女平等の意識を持つことや、処理事例、性的マイノリティの人へのセクシュアル・ハラスメント防止などを紹介している。今後も、最新の事例を収集し、継続的に取り組んでいく。
人事課	継続	セクシュアル・ハラスメントを含めた男女共同参画に関するカリキュラムを職階別研修において実施するとともに、相談窓口の設置・庁内情報で周知を行った。
市立豊中病院総務課	継続	研修等ハラスメント防止の取り組みを継続したため
上下水道局総務課	継続	昨年に引き続き、局内にセクシャルハラスメント相談員を設置し、職員に広く周知したうえで、防止に努めてきた
教育総務課	継続	ミーティングを通じて、情報共有を行った
教職員課	継続	職場内での互いの関わり方に意識を持ち、セクシャル・ハラスメントの防止について継続的に取り組んでいる。
クリーンランド総務課	継続	セクハラ相談窓口ポスターの職場掲示を行い、周知に取り組んだ。職場内において職員がお互いの関わり方やセクハラ防止を意識するよう、注意喚起を行った。

4-5-2 ストーカー等の防止および被害者支援

4521

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」による被害者への支援として住民票の写し等の発行制限を行う。

主な所管・実施課	実施状況	
市民課	継続	DV、ストーカー行為、児童虐待、その他これらに準ずる行為等の被害者の保護のために、住民基本台帳事務における支援措置を行った。

4522

市内の各所に防犯カメラ（暮らし安心・安全見守りカメラ）を設置し、地域における街頭犯罪や侵入等を未然に防止し、犯罪のない安心・安全のまちづくりを推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
危機管理課	継続	通学路を中心に設置した見守りカメラ（防犯カメラ）の維持管理を行うとともに、自治会への防犯カメラ設置に対して補助を実施し、犯罪抑止力の向上を図った。

4-5-3 児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止および被害者支援

4531

有害サイトへのアクセス制御を実施するなど、有害環境を浄化するための活動を推進する。

主な所管・実施課	実施状況	
デジタル戦略課	継続	引き続き有害サイトへのアクセス制御を実施した。
教育センター	継続	児童生徒が有害情報にアクセスできないようにフィルタリングを強化するとともに、ICT教育推進委員会を実施し、教職員の意識向上を図った。
児童生徒課	廃止	令和2年度をもって青少年指導ルーム指導員の活動を終了しているため。

4532

子育ての悩みや不安、子どもとの関係について保護者への相談支援や乳児等のいる家庭への訪問事業を行い、児童虐待の防止に取り組む。

主な所管・実施課	実施状況	
子育て支援センターほっぺ	継続	自ら出向くことが困難な状況にある家庭に対し、育児支援家庭訪問を実施した。
母子保健課	継続	訪問事業を行い、児童虐待の防止に取り組んだ。

4533

児童虐待の予防と早期発見、早期援助に向けて、豊中市子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
こども相談課	継続	要保護児童対策地域協議会において代表者会議や実務者会議、ケース会議を実施し関係機関が連携するとともに、公用車への啓発マグネットの貼り付けやデジタルサイネージなどの媒体を用いて児童虐待防止の啓発を進めた。また、虐待予防のための相談窓口として、こども総合相談窓口では、365日24時間、電話相談を受け付けている。

子どもが性暴力の被害者にも加害者にもならないよう、幼少期からの年齢段階に応じた教育に取り組むとともに、子どものための相談窓口の周知を図る。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	中学生を対象としたデート「DV防止出前講座」を実施し若い世代に対するデートDV予防啓発の拡充、教育・学習を図った。「まんが版デートDV予防冊子」の活用を通じて、DV、デートDVの防止に向け、身近で分かりやすい啓発に努めている。
こども相談課	継続	こども総合相談窓口・こども専用フリーダイヤルにおいて365日24時間、18歳になるまでの子どもと家庭にかかわる様々な相談を受け、問題解決に向けて一緒に考えたり、専門の相談窓口を紹介したりしている。また、子育て心の悩み相談では、保護者からの相談と併せて、ニーズに応じて子どものプレイセラピーも行っている。
こども事業課	継続	豊中市人権保育基本方針に則り、男女共同参画の視点を大切にした教育・保育に取り組んでいる。また、気軽に相談できる環境を整え、日頃から在園児や保護者の様子を細かく把握するようにする中で、DVや虐待等の早期発見に努めている。該当事例があった場合には、園長が中心となって対応し、速やかに関係機関との連携をとっている。
学校教育課	継続	相談ポスターを作成し公共施設及び学校に配布、掲示している。

4-5-4 あらゆる暴力根絶のための啓発の推進

4541

あらゆる暴力の根絶に向けて、学習機会の提供や、広報媒体や図書資料等を通じた啓発を進める。

主な所管・実施課	実施状況	
人権政策課	継続	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に豊中パープルリボンプロジェクトを、また、同期間にパネル展も実施しDV等に関する啓発を行った。中学生にはデートDVについての出前授業を行い若年層への啓発にも努めている。小・中学生用ジェンダー平等教育啓発教材「With you」を作成し、早期からの教育・啓発にも努めている。
すてっぷ	継続	・情報ライブラリー所蔵資料のテーマ展示とブックリストで情報提供を行った（タイトル：「女性に対する暴力をなくす運動」）。 ・情報事業と相談事業が連携し、関連動画やデートDV防止のためのパネル展示とDV防止パネル展示を同時開催した。（再掲）

【あ行】

アウトリーチ	手を伸ばす、手を差し伸べること。援助・支援が必要であるにもかかわらず自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関等が積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、厚生労働省が公表した行動指針。自分や周りの人、地域を感染拡大から守るため、日常生活において感染予防のために行うもの。手洗い等の基本的な感染対策のほか、買い物や公共交通機関の利用時などの日常生活を営む上で実践すべき対策、また、テレワークやローテーション勤務の実施などの働き方の新しいスタイルなども含む。
イクボス	職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。
一般事業主行動計画	平成 27 年（2015 年）8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」および平成 15 年（2003 年）7 月に成立し「次世代育成対策推進法」に基づき、事業主に対して策定が求められた行動計画。 女性活躍推進法では、労働者 301 人以上の企業に対し、勤続年数や労働時間、管理職比率などの男女差や女性採用比率などの状況を把握し、数値目標や取組内容を定めた計画の策定・届出、公表・周知が義務づけられたが、令和元年（2019 年）の改正により、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大された（令和 4 年（2022 年）4 月 1 日施行）。 次世代育成対策推進法では、事業主が従業員の仕事と子育ての両立等に関し、環境整備や目標および目標を達成するための対策とその実施時期などを定めるものとなっており、従業員 101 人以上の企業に策定・届出、公表・周知が義務化されている。
一時保護	DV 被害者本人の意思に基づき、①適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため、緊急に保護することが必要であると認められる場合、②一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、③心身の健康の回復が必要であると認められる場合に、配偶者暴力防止法第 3 条第 3 項第 3 号および第 4 項により、婦人相談所において、または社会福祉施設等に委託して、一定期間、被害者を保護する制度。
H I V / A I D S	H I V はヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）という、A I D S の原因となるウイルスのこと。A I D S は後天性免疫不全症候群（Acquired Immunodeficiency Syndrome）という、H I V 感染による免疫力低下によって発症するさまざまな病気の総称（症候群）のこと。「H I V に感染する」ことと、「A I D S を発症する」ことは異なる。

HPVワクチン	ヒトパピローマウイルス感染症（HPV感染症）を防ぐためのワクチンのこと。ヒトパピローマウイルス（HPV）は、性経験のある女性であれば50%以上が生涯で一度は感染するとされている一般的なウイルスであり、子宮頸がんを始め、肛門がん、膣がんなどのがんや尖圭コンジローマ等多くの病気の発生に関わっている。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
NPO	「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
M字 (M字カーブ)	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットの「M」のような形になることをいう。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴が背景にあると考えられる。 なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。
LGBT	レズビアン（Lesbian）・ゲイ（Gay）・バイセクシュアル（Bisexual）・トランスジェンダー（Transgender）の頭文字を組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉として使われることもある。 レズビアンは女性の同性愛者、ゲイは男性の同性愛者、バイセクシュアルは両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）、トランスジェンダーは「身体の性」と「心の性」が一致せず、「心の性」にそって生きる（生きたい）人のこと。 LGBT以外にも、性自認や性的指向を決められない、決めていない、わからない人をさす「Q」（クエスチョニング（Questioning））、どの性にも恋愛感情を抱かない人をさす「A」（アセクシュアル（Asexual））など、さまざまな人がいる。 また、これらのほかにもさまざまなセクシュアリティがあることを意味するために最後に「+」（プラス）を付ける場合もある。
エンパワーメント (エンパワメント)	その人が本来持っている力を引き出すこと。自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的および文化的に力をもった存在になること。

【か行】

キャリア教育	児童・生徒一人ひとりに勤労観や職業観を育み、主体的に進路を選択し、社会人として自立できる力をつける教育のこと。
くらし再建 パーソナル サポートセンター	豊中市在住の市民を対象に、就労に関することや、失業等による暮らしへの不安など、仕事をはじめとする暮らしの困りごと全般を受け付ける相談窓口。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

コミュニティ ソーシャルワーカー (CSW)	高齢者、障害者、子どもなどの対象分野別の個別支援ではなく、地域を単位とした社会福祉における課題を総合的に把握し、必要な支援をするために、中心的な役割を担う人や機関のこと。
------------------------------	---

【さ行】

ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いといった価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダーギャップ指数（GGI）	世界経済フォーラム（WEF）が毎年発表している、各国における男女格差を測る指数のこと。「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。
ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）	ジェンダー関係の国連4機関（国連婦人開発基金（UNIFEM）、ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW））を統合して、平成23年（2011年）1月に発足した国連機関のこと。 女性・女児に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、男女平等の達成を目的とし、ジェンダー分野における加盟国支援、国連システムのジェンダーに関する取組みを主導、調整、促進する。
次世代育成支援対策推進法	平成17年（2005年）に施行された、10年間の時限立法。日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための法律。この法律に基づき、企業・国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。 平成26年（2014年）の改正により、法律の有効期限が平成37年（2025年）3月31日まで10年間延長された。
持続可能な開発目標（SDGs）	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。 2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された。17のゴール・169のターゲットから構成されている。
児童虐待	親または親に代わる保護者が、子どもに対し身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うことをいう。 ・身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など ・性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など ・ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など ・心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV） など

情報リテラシー	適切に情報を活用することができる基礎的な知識や技能のこと。
女子差別撤廃条約	昭和 54 年（1979 年）に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効。我が国は昭和 60 年（1985 年）に批准。 女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的および公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。
女性活躍推進法 （女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	平成 27 年（2015 年）8 月に成立した、10 年間の時限立法。自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるため、以下の 3 つを基本原則とし、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かである社会の実現を図るために制定された法律。 ①女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供およびその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を可能にすること ③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと
女性相談センター	売春防止法第 34 条に基づき設置される婦人相談所。配偶者暴力防止法による配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられている。
新型コロナウイルス感染症	コロナウイルスのひとつである「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」による感染症のこと。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。
人生 100 年時代	平均寿命の延びを背景に、100 歳まで生きるのが当たり前になる時代がくるという考え方。平成 29 年（2017 年）9 月に政府主導による「人生 100 年時代構想会議」が設置され、9 回にわたって議論がなされるなど、人生 100 年時代の到来に向けてさまざまな検討が行われている。
すてっぷ	社会のあらゆる分野への男女の均等な参画および男女の人権の確立を図り、男女が社会の対等な構成員としてその責任を分かち合い、共に築く男女共同参画社会の実現をめざして、平成 12 年（2000 年）11 月に豊中市に設置した男女共同参画推進センターのこと。施設の名称は、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（愛称：すてっぷ）。豊中市の男女共同参画を推進する拠点施設としての事業を行っている。
ステップハウス	一時保護所等を退所する被害者が住宅を確保できるまでの間、一時的に利用できる住宅。
ストーカー （ストーカー行為）	恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまとい等の行為を繰り返し行う人、またはその行為のこと。

ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)	ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由および名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする法律。 平成 25 年（2013 年）の改正により、電子メールを送信する行為の規制や被害者の関与の強化などの措置が講じられることになった。さらに平成 28 年（2016 年）の改正により、規制対象行為の拡大、禁止命令等の制度の見直し、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止等の措置が講じられることになった。
政治分野における男女共同参画推進法	平成 30 年（2018 年）5 月 23 日に公布・施行された法律であり、衆議院、参議院および地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めたもの。
性的指向および性自認	性的指向とは、どのような性別の人を好きになるかということ（恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを示すもの）。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛をさす。 性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかということで、「心の性」と言われることもある。 また、性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとり、人の属性を表す略称として「SOGI (ソジ)」と表現されることもある。
性的マイノリティ	性のあり方が、社会的にマイノリティ（少数派）であることにより、さまざまな不利益を被っている人々。身体的な性、性自認、性的指向により人それぞれに異なる。
セーフティネット	直訳すると「網の目」。網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。
セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)	職場や学校、地域等で起きる性的いやがらせ。相手の意に反した、性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示等が含まれる。
Society5.0	第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたもの。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) のこと。

【た行】

男女共同参画	男女が性別にかかわらず、その個性と、能力を十分に発揮し、男女共が等しく社会に参加できること。
男女共同参画苦情処理制度	市民が性別による不当な扱いを受けたときに、公正・中立的な機関として設置した男女共同参画苦情処理委員会が申出を受け付けて、調整・あっせんを行い、迅速に問題の解決を図る制度。

男女共同参画社会基本法	平成 11 年（1999 年）6 月に公布、施行された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。
男女別統計（ジェンダー統計）	男女間の意識による偏り、格差および差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。
男性中心型労働慣行	勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。
地域就労支援センター	働く意欲がありながら、年齢、年齢、身体的機能、家族構成などの理由により就労が実現できず、就職に向けた支援を必要とする人に、相談や各種講座の開催などの支援を行う施設。
地域包括ケアシステム・豊中モデル	「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」（平成 29 年（2017 年）3 月策定）において示されたもので、地域包括ケアシステムを豊中市の実情にあわせて「すべての人に対して・すべての人が支えるシステム」に拡大・発展させたもので、以下の特徴がある。 ○高齢者・障害者・子どもなどの分野別・対象者別の概念を超え、医療・介護・予防・生活支援などの関係機関が、バラバラではなく連携して支える体制。 ○「支えられる人」「支える人」の固定的な役割分担ではなく、誰もが、その人なりのやり方で支え、また、必要な時に支えられる体制。 ○自助・互助・共助・公助のそれぞれでバランスよく支える（すべての人で支える）体制。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など、親密な関係にある人からの暴力。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを利用した暴力がある。 ・身体的暴力：殴る、蹴る、首をしめる、突き飛ばす、髪をひっぱる、腕をひねる、引きずり回す など ・精神的暴力：どなる、脅す、ばかにする、無視する、物を投げる、刃物を出す、自殺をほのめかす など ・社会的暴力：友人や身内とのつき合いを制限する、自由に外出させない、電話やメールをチェックする、浮気を疑う、激しい嫉妬、行動を監視する など ・経済的暴力：生活費を渡さない、自由にお金を使わせない、外で働くことを嫌がる、家計の責任をあなた一人に負わせる など ・性的虐待：キスや性行為を強要する、避妊に協力しない、ポルノなどを無理やり見せる、裸の写真を無理やり撮る など ・子どもを利用した暴力：子どもの前で暴力をふるう、子どもに危害を加える、子どもを取り上げようとする、子どもの前であなたを非難する など
DV防止ネットワーク会議の構成課	人権政策課、すてっぷ、とよなか国際交流センター、広報戦略課、くらし支援課、市民課、市民税課、福祉事務所、障害福祉課、長寿安心課、母子保健課、保険資格課、こども相談課、こども事業課、子育て給付課、住宅課、市立豊中病院医事課、消防局救急救命課、教育総務課、学校教育課、児童生徒課、および外部関係機関 ※令和 4 年（2022 年）2 月時点
デートDV	ドメスティック・バイオレンスの中でも、恋人同士の間で起こる暴力をいう。

出前講座	市民の要望に応じて職員が出向き、市の事業や制度について説明する講座。
テレワーク	テレワークは（Telework）あるいはテレコミュuting（Telecommuting）といい、勤労形態の一種で、情報通信機器等を活用し時間や場所に制約されず、柔軟に仕事する働き方のこと。
特定事業主行動計画	平成 27 年（2015 年）8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」および平成 15 年（2003 年）7 月に成立した「次世代育成対策推進法」に基づき、国・地方公共団体の機関に対し策定、公表が義務づけられた行動計画。女性活躍推進法では、勤続年数や労働時間、管理職比率の男女差や女性採用比率などの状況を把握し、数値目標とともに取組内容を定めなければならない。 次世代育成対策推進法では、職員の仕事と子育ての両立等に向けた環境整備や目標、取組内容等について定めることとしている。

【な行】

ニート	Not in Education, Employment or Training、N E E T。教育、労働、職業訓練のいずれにも参加していない状態をさした造語であり、日本においては 15 歳～34 歳の若年の無業者をいう。
二次受傷	相談員などの支援者が、被害者から深刻な被害状況等について多くの話を聞くうちに、自ら同様の心理状態に陥ること。
二次被害	D V などにより心身ともに傷ついた被害者が、関係機関や被害者を取り巻く周囲の人々の不適切な言動によって、さらに傷つけられること。

【は行】

パートナーシップ 宣誓証明制度	L G B T など性的マイノリティ当事者の人が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、府県や市区町村として公に証明する制度。
パープルリボン プロジェクト	女性に対する暴力の根絶をめざして、暴力の被害を受けた人たちが声をあげて始まった運動のこと。「パープルリボン」は、運動のシンボルマークとなっている。
バーンアウト	それまでひとつの物事に没頭していた人が、心身の極度の疲労により燃え尽きたように意欲を失い、社会に適応できなくなること。
配偶者からの暴力の 防止及び被害者の 保護等に関する法律 （配偶者暴力防止法 / D V 防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図ることを目的とする法律。 平成 25 年（2013 年）の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者について、この法律を準用することとなった。
配偶者暴力相談支援 センター	配偶者暴力防止法第 3 条に基づき、都道府県が設置する婦人相談所または都道府県・市町村が設置する適切な施設において、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を図るための業務を行う。
派遣労働	労働者と派遣労働契約（労働契約）を結んだ会社（派遣元）が労働者派遣契約（派遣契約）を結んでいる会社（派遣先）へ労働者を派遣し、労働者は派遣先の指揮命令を受けて働くという働き方のことをいう。

バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活を送る上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のこと。
パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為のことをいう。
ひきこもり	さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を示す現象概念のこと。
非認知能力	学習における知的な能力を支える子どもの内面の力。（例：好奇心や意欲などの感じる力、自尊心や忍耐力などのやりぬく力、協調性や思いやりなどの他人を理解し関係を調整する力。）
包括的性教育	ジェンダーやからだの発達、異性との関係性、性暴力の防止なども含む包括的な性教育のこと。国連教育科学文化機関（UNESCO）による「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」で示された考え方。
ポジティブ・アクション （積極的改善措置）	「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。個々の状況に応じて実施していくものとする。 積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。
母子父子福祉センター	ひとり親家庭や寡婦の人に対して、生活相談や技能習得に向けた講習会、子どもへの学習支援や交流会などを開催し、暮らしをより豊かにするための支援を行う施設。
母性保護	女性が持っている妊娠・出産などの身体機能を損なうことがないように、労働時間の制限や危険有害業務への就業禁止など、女性労働者を保護すること。
保護命令	配偶者暴力防止法第10条により、配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、または、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令をいう。 なお、保護命令には、①被害者への接近禁止命令、②被害者への電話等禁止命令、③被害者の同居の子への接近禁止命令、④被害者の親族等への接近禁止命令、⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令 の5つの類型がある。

【ま行】

マタニティ・ハラスメント	職場における妊娠や出産、育児などを理由とした解雇、降格などの取扱いや嫌がらせなどの行為のこと。
--------------	---

無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。 悪気がなくても、そこから生まれた言動により、相手を傷つけたり、自分自身の可能性を狭めてしまう等、さまざまな影響を及ぼす可能性がある。
面前DV	児童虐待の心理的虐待のうち、子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるうもの。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
メンタルヘルス	心の健康管理のことを言い、身体の健康管理と同様に、予防や治療だけでなく、その健康を高めて、よりよい心の状態をつくることをめざす。

【ら行】

ライフステージ	人の生涯における人生の各段階のこと。年齢的・時間的な区分というよりも、結婚、子育て、勤労、高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りからみた人生の段階を表す言葉。
労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。
ワンストップサービス	複数の手続を一つの窓口で行えるようにすること。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和 4 年度 (2022 年度)

第 3 次豊中市男女共同参画計画

年次報告書

令和 5 年(2023 年)〇月

発行 豊中市 市民協働部人権政策課 女性支援係

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

TEL : 06-6858-2039 FAX : 06-6846-6003

◆本報告書の趣旨◆

本書は、第 3 次豊中市男女共同参画計画において、令和 4 年度（2022 年度）中に各課・各施設で取り組んだ男女共同参画の推進に関する施策の推進状況・実施状況について、取りまとめたものです。

◆第 3 次豊中市男女共同参画計画の位置づけ◆

第 3 次豊中市男女共同参画計画は、豊中市男女共同参画推進条例第 9 条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。

◆第 3 次豊中市男女共同参画計画の期間◆

令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間です。

4 つ の 基 本 目 標

1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する		2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する	
1-1 人権意識の育み	主な実施状況 性別に関わりなく誰もが個性と能力を発揮して自分らしく生きることのできる社会を実現するために、豊中市では様々な取り組みを続けています。具体的には、人権月間に合わせて市民ロビーで人権啓発パネルの展示を行ったほか、公民館やとよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（以下、すてっぷ）でも人権啓発のための講座などを実施しました。 すてっぷでは、男性の家事・育児への参加をうながすため「いっしょに作ろう！くつ置きシール」イベントを開催し、家庭内での性別役割分担を見直す啓発を行いました。また男性の家庭責任に関する活動をしている男性団体を講師に「すてっぷババカフェ」を実施しました。 研修のテーマとして「DV について」、「性的マイノリティの人権について」、「セクシュアル・ハラスメントについて」などテーマ設定し、人権研修の講師を派遣しました。 令和 5 年 3 月には、男女共同参画を進めるための教材として、豊中市立の小・中学校に通学する児童・生徒向けにジェンダー平等教育啓発電子教材「With you」を作成しました。 広報とよなかや各課で作成するチラシや発行物について、男女共同参画を推進する表現を意識して作成するとともに、メディア・リテラシー関連資料の収集及び提供しました。	2-1 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	主な実施状況 人権政策課では、庁内の各審議会等への女性委員の参画率向上に向けた取り組みを進めています。市職員共有システムに令和 4 年 4 月 1 日時点の参画状況を公表したほか、「審議会等への女性委員の参画促進要綱」に基づき、女性委員の参画率（目標値：40％）の進んでいない審議会等を対象に事前協議を行いました。今後も所管課へ女性委員の登用を増やすための方策について周知し、目標値に近づけるため、取り組みを支援し努力を促していきます。 採用時の募集において、実際に働いている女性職員のインタビュー等を掲載した採用パンフレットを製作するなど、性別にかかわりのない優秀な人材の確保及び女性受験者数の拡大を図りました。令和元年度より事務職における女性の採用者数が男性を上回り、令和 4 年度も引き続き上回りました。引き続き、性別にかかわりのない優秀な人材を確保する取り組みを継続して実施し、女性の参画を進めていきます。 豊中市女性の活躍促進事業を実施し、経営者・管理職、女性社員向けの連続セミナー（各 4 回）を実施しました。経営者・管理職向けセミナーでは、「働き方改革」「多様性」「ワーク・ライフ・バランス」「女性管理職育成」について学習しました。女性社員セミナーでは、「ジェンダーアンコンシャスバイアス」や「働く私のワーク・ライフ・バランス」等についてセミナーを実施し、女性活躍推進を図りました。また事業者へのアドバイザー派遣についても 6 者について行いました。
1-2 人権としての性の尊重			
1-3 表現における人権の尊重		2-2 多様な働き方への支援	
1-4 男女共同参画を推進する教育・学習の推進			
1-5 男女共同参画の理解の醸成			
1-6 男女共同参画に関わる情報の収集と発信・提供	課題・今後の方向性 性別に関わりなく誰もが個性と能力を発揮して自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識や社会慣行等によるさまざまな場面での不平等や、性的マイノリティに対する偏見などを取り除き、一人ひとりが互いの人権を尊重しあうことが大切です。 多様な価値観を認め合うために、それぞれのライフステージに応じた人権意識を高め理解を深めるための教育・啓発に取り組みます。また、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対しては、引き続き、意識改革につながる講座等の実施を図るとともに、SNS 等が普及している背景をふまえメディア・リテラシーの向上を図る取り組みも必要となっています。	2-3 ワーク・ライフ・バランスの推進	課題・今後の方向性 女性の活躍を推進するにあたっては、市の各担当課が連携・協力し、企業や事業所に対して、多様な働き方への啓発や働きかけを引き続き推進していく必要があります。また、就職や再就職、起業、キャリアアップなど、女性の多様な生き方・働き方へのニーズに寄り添い、就労に向けたスキルアップから就労支援、継続への支援などに取り組んでいきます。市内の各事業所で働く一人ひとりの女性が、その持つ個性や能力を十分に発揮する女性活躍を促進するため、女性活躍促進事業を実施します。また、男性の意識改革、家庭・地域への参画促進については、今後も取り組みの充実を図るとともに、講座や講演会に男性が参加しやすい工夫を行う必要があります。
3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する		4 あらゆる暴力を根絶する	
3-1 エンパワーメントへの支援	主な実施状況 地域における様々な主体による子どもの居場所づくりの充実や、学校を核としたセーフティネットの構築等を実施しました。具体的には、11 か所で子どもの居場所の新規立ち上げ、支援者向け講習会を 3 回開催、市域レベルの円卓会議を 2 回開催、6 エリアで支援者や関係機関の交流会を各 1 回開催、6 小学校区で居場所等のマップ作成のほか、人材バンクより 13 団体への人材派遣、ポータルサイトの運営を行いました。 シングルマザー親子を対象に「プログラミング講座」の実施（すてっぷ）、高齢者が働ける場を広げるために事業所向けにシニア活用セミナーの実施（くらし支援課）、母子・父子世帯について、抽選における当選倍率を 2 倍とする優遇措置の実施（住宅課）等さまざまな困難を抱える人への支援を行いました。 「管理職をめざす女性のためのモチベーション UP セミナー」（すてっぷ）や転職カフェの実施（くらし支援課）など、女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供しました。 とよなか男女共同参画推進センターすてっぷに経済的な理由で生理用品を購入できない女性を対象とした相談窓口を引き続き設置するとともに、就職面接用スーツ等の貸出し事業を委託し、経済面で困難を抱える女性等への支援を行いました。	4-1 DV を許さない社会づくり	主な実施状況 あらゆる暴力の根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11 月）に豊中パープルリボンプロジェクトを実施しました。第一庁舎や第二庁舎ロビーでパネル展示を行い、ツリーに市民一人ひとりの「暴力はいや」の気持ちを、ひと言添えたりボンに込めて飾りつける企画を実施しました。すてっぷにおいては、すてっぷオリジナルプログラムによる「デートDV 防止出前講座」や市立小中学校を対象とした「すてっぷジェンダー平等教育推進助成事業」を実施しました。 安心して相談できる体制として、デジタルサイネージや「女性のこころ・からだ・いのちを守るネットワークとよなか」のメーリングリストを活用し、あらゆる人が相談しやすい環境づくりに努めました。 緊急時における安全の確保として、DV 相談専属の相談員を配置し、緊急の相談をはじめ、関係課や関係機関との連携や同行支援、被害者の自立に向けて適切な助言を行いました。
3-2 さまざまな困難を抱える人々への支援		4-2 相談体制の充実	
3-3 生涯を通じた健康支援		4-3 DV 被害者の保護および自立支援	
3-4 防災・災害対応時における男女共同参画の推進		4-4 関係機関等との連携・協力	
課題・今後の方向性 生活上の困難に直面する女性などをはじめ、高齢者や障害者、外国人、性的マイノリティ等、支援が必要な人・生きづらさを抱える人などが地域で安心して暮らすことができるよう、多様な支援や各種制度・サービスの充実、環境の整備に取り組みます。また引き続き、困難を抱える人を対象とする各種相談窓口のさらなる連携を進め、相談対応機能とともに自立に向けた支援の充実を図る必要があります。	4-5 あらゆる暴力への対策の推進		

令和 5 年度に実施する取組みについて（報告）

1. 困難をかかえる女性への支援

■ 目的

配偶者、恋人、配偶者以外の親族等から暴力を受けている女性等の緊急一時保護を行う事業を実施することにより、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。

■ 業務内容

女性支援を行う市外の NPO 法人と連携（委託）し、緊急一時保護を実施。

■ 実施期間

令和 5 年 7 月～

2. 豊中市女性の活躍促進支援事業

■ 目的

市内各事業所で働く一人ひとりの女性が、その持つ個性や能力を十分に発揮する女性活躍を促進するため、就労継続、職場風土改善やワークライフバランスなど働き方改革を効果的に推進するよう事業所に向けて女性活躍促進支援事業を実施する。

■ 実施期間

契約締結の日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日（日）まで

■ 概要

- （1）経営者・管理職を対象とした連続セミナーの実施
- （2）女性社員を対象とした連続セミナーの実施
- （3）事業者へのアドバイザー派遣の実施
- （4）女性活躍推進事業者等登録・認証制度に係る周知啓発
- （5）女性活躍推進企業認証ロゴ及び認証証の作成

■ 対象

市内事業者

3. 各事業所に女性の活躍推進を促す新たな制度について

■ 目的

女性の活躍を効果的に推進するためには、各事業所の取組みが重要になります。そのために各事業所がより積極的に女性の活躍に取り組むよう促す新たな制度（事業）を実施します。

■ 対象

市内事業者

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要について（情報提供）

1. 法律制定の背景

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。また、コロナ禍によりこうした課題が、「孤独・孤立対策」といった視点を含め、新たな支援強化が喫緊の課題である。このような中、困難な課題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、新たな支援の枠組みを構築する必要があるため。

2. 目的

困難な問題を抱える女性の福祉の推進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定め、施策を推進することにより人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与する。

3. 定義（困難な問題を抱える女性）

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱えている女性（そのおそれのある女性を含む。）

4. 基本理念

○困難な問題を抱える女性の発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制の整備。

○心身の健康の回復や切れ目のない支援、さらには男女平等の実現を基本理念としている。

【現在の状況】

上記法律の施行は令和6年4月1日。

国の基本方針のもと、今年度中に大阪府が基本計画を策定します。本市においても、今後、地域の関係機関、民間団体等と連携、協働しながら、DV、性暴力、貧困、孤立など多様で複合的な問題を変え、女性の支援ニーズに応じた、包括的かつ継続的な「つながり続ける支援」が必要と考えています。

具体的には、DV 被害者及び困難な問題を抱える女性等への緊急一時保護事業、アウトリーチの実施や安全・安心な居場所の提供などに対応していきます。

(仮称) 豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 の新設について (情報提供)

資料5

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の施行（令和6年4月1日）に伴い、「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」（平成14年厚生労働省令第49号）が廃止となり新たに「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」（令和5年厚生労働省令第36号）が施行されます。

本市においても基準省令をもとに、「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を新設するものです。

令和5年
9月26～10月16日まで

(仮称) 女性自立支援施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例（素案）について意見募集



令和5年12月

12月議会に上程



令和5年12月末

条例公布



令和6年4月

条例施行



○豊中市男女共同参画審議会規則

平成16年1月15日

規則第1号

改正 平成17年3月31日規則第3号

平成19年3月23日規則第1号

平成23年3月25日規則第5号

平成27年3月25日規則第20号

令和5年3月22日規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市男女共同参画推進条例（平成15年豊中市条例第48号）第23条第4項の規定に基づき、豊中市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 市長が特に必要と認める者

2 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第1項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(部会)

第6条 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民協働部人権政策課において処理する。

(施行細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年1月20日から施行する。
- 2 豊中市女性問題審議会規則（昭和59年豊中市規則第4号）は、廃止する。
- 3 会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。
- 4 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成17年3月31日規則第3号抄）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第5号抄）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日規則第14号抄）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

豊中市男女共同参画審議会の傍聴要領

1 目的

この要領は、豊中市男女共同参画審議会（以下、「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 傍聴定員

審議会を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10 人とする。ただし、開催しようとする会場の都合等を考慮し、これを増減することができる。

3 傍聴手続き

- (1) 傍聴者は、受付で所定の用紙に名前及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開催時刻のおおむね 30 分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴者を決定する。

4 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器、その他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。

- (3) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

6 撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。

7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

会長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は平成16年(2004年)1月20日から実施する。